

年代以降、下文・下知状の様式分類を軸にして幕府の権力構造を解明しようとする制度的研究が、幕府研究の中心となってきたことが指摘できよう。七〇年代には鎌倉時代の網羅的編年文書集『鎌倉遺文』の刊行開始（一九七一年）とともに、佐藤進一による『古文書学入門』刊行（一九七一年）と講座論文「中世史料論」（一九七六年）の発表を受けて、古文書学的分析に基づく幕府政治史三段階論と主従制的支配・統治権的支配という佐藤の分析手法の影響が広がる。⁸ こうした研究史の流れの上に、八〇年代には下文・下知状の様式変遷を詳細に論じることで将軍権力と執権権力の関係とその変遷を跡づける制度史研究がピークを迎えた。⁹ 二〇一九年には関東御教書を含む鎌倉幕府文書に関する佐藤秀成による包括的な研究もあらわれたが、御家人を対象とする下文・下知状・御教書を中心として、幕府内部の権力論としてまとめられている感は否めず、¹⁰ 幕府の処分下にはない公家・寺社との交渉ツールである書状に対する関心は依然低いと言わざるを得ない。以上のような研究状況のもと、鎌倉北条氏の書状（直状）については、北条時政・義時・時頼・時宗らの発給文書に関する個別研究の中で言及されるに留まっていた。¹¹

以上の鎌倉幕府文書の研究動向の背景を考えると、佐藤進一の影響に加えて、七〇年代以降の鎌倉幕府研究において、武士社会（御家人集団）の上に君臨する「国家」的存在であるという幕府像が影響力をもった点は見逃せない。その背景には、「訴訟当事者にたいして第三の権力として機能することによって、公権力が成立してくる側面」¹²、その直接の階級的基礎をなす私的な権力にたいして、それを超えた公権力として成立する側面」を論じ、公権力を朝廷からの公権委任ではなく、いわば社会の中から生成するものとして捉えた石母田正の影響があった（一九七二年）。¹² そのために、裁判研究や文書研究においても、幕府と公家政権や諸権門との交渉という視点が弱くなっていたのであろう。その一方で、一九六〇年代以降影響力を増していた黒田俊雄の権門体制論では、権門

の一つという幕府の位置づけが議論の前提となっていたため、なぜ武家権門が生まれ、どのように周囲との関係を構築したのか、中世社会における武家権力の定着過程がそもそも論じられにくかった。だが、八〇年代前半に変化が生じた。入間田宣夫や川合康によって、幕府権力が内乱の予期せぬ結果として生まれたもの、あるいは「東アジア世界における例外」（入間田）すなわち既存の社会秩序とは異なる要素を含むものという視点が提起され、¹³ その結果、「国地頭」論に代表される幕府成立期の公権委譲論的な議論の構えが低調になった。¹⁴ このような幕府成立論の根本的な変化に応じられたかたちで、在地領主（武士）成長のゴールとして幕府の成立を必然視してきた（そのような前提のもとで平安時代史・内乱史研究に注力してきた）戦後歴史学の主流に対して、九〇年代以降、むしろ偶然の産物として成立した幕府権力が、様々な葛藤と模索を経ながらも公家政権や諸権門を含む中世社会の諸勢力との関係構築に尽力していく過程が重視されるようになった。¹⁵ こうした研究動向を踏まえるならば、幕府と諸勢力との関係構築の過程を論じる材料として、書状や関東御教書は新たな活用が望まれるのではなからうか。機は熟していると考えられる次第である。

すでに一九八三年には折田悦郎が三代将軍源実朝書状の網羅的検討を行い、公武関係における将軍書状の重要性を指摘していた。¹⁶ だが、その指摘が研究史の中で継承されたとは言い難い。¹⁷ 同じく一九八三年に刊行された佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店）に代表されるように、将軍権力は御家人に対する主従制的支配、執権権力は統治権的支配にひきつけて理解され、権門体制論と東国国家論という図式に基づく研究史把握のもとで、公武関係は必ずしも幕府論の中で十分な位置づけを得てこなかったからではなからうか。¹⁸

もう一点指摘するならば、幕府といっても一枚岩の存在ではない。北条氏と御家人との交渉に書状が用いられる場合があったが、執権権力に

「統治権的支配」を見出してきた研究史の潮流のもと、こうした書状について十分な注意が払われずにいた。書状からみえてくるようなコミュニケーション・人的関係への関心は、「金沢文庫文書」の研究では深められていたが、幕府研究一般では低かったのではなからうか。

以上のような研究状況に変化をもたらしたのが、二〇〇一年の高橋一樹の研究である。¹⁹⁾高橋は公家政権・権門に対する「関東御教書」の様式に関する考察を行い、公武関係のなかで武家文書を位置づける必要性を訴えた。その後、熊谷隆之は幕府文書の「御教書」という呼称が執権・連署を含む北条氏一門への敬意であったと指摘し、六波羅御教書が探題の直状であるにもかかわらず、「御教書」と呼称された理由を説明した。²⁰⁾渡邊正男は、執権・得宗の書状の古文書学的な整理を試み、史料集などにおいて関東御教書と混同されがちであることに注意を喚起した。²¹⁾

二〇一八年に発表した拙稿「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏―口入という機能からみた関東御教書と得宗書状」(以下【前稿】)では、北条貞時・高時を中心として、北条氏家督である得宗の発給した書状について機能論的検討を行った。得宗書状が関東御教書にならぶ機能を果たすとともに、従来幕府権力が関与(口入)しなかった公家・寺社などの領域に用いられていくことを論じた。だが、貞時以前の北条氏の書状を具体的に検討しなかった点に【前稿】は課題を残していた。さらに二〇一九年には、幕府の挙状(主に関東御教書)に関する木下竜馬、北条政子の書状に関する田辺旬、源実朝の書状に関する高橋典幸の研究があいついで発表された。²²⁾こうした関東御教書や「將軍／鎌倉殿の書状」に関する新たな研究動向を踏まえ、「得宗の書状」の前史となる北条氏の書状を総合的に捉えることが課題として浮上した。

ここで参考までに現在把握している北条氏当主発給の書状(直状に限定しており、奉書は除く)²⁴⁾の数の一覧を示せば、次の通りである(括弧内は北条氏家督であった期間を西暦で記した。但し、時頼・貞時・高時

以降は執権在任期間を山括弧()内に記した)。

- 時政 () — 一二〇五—一三〇通
- 義時 (一二〇五—一二二四) 一六通
- 泰時 (一二二四—一二四二) 二六通(六波羅時代を含めると三三三通)
- 経時 (一二四二—一二四六) 二通
- 時頼 (一二四六—一二六三) 二二四六—一二五六) 一一通
- 時宗 (一二六四—一二八四) 七通
- 貞時 (一二八四—一三〇一) 二二三四—一三〇一) 二二三四通²⁵⁾
- 高時 (一三一〇—一三三三) 一三三三—一三三六) 一四通

時頼・時宗期に比べれば、貞時・高時期の得宗書状の発給数は多く、用いられる用途も拡大していることは【前稿】で論じた通りである。だが、右の一覧をみれば一目瞭然であるが、義時・泰時の書状の数も多く、とりわけ泰時書状は歴代得宗最多である。このことをどう考えるのが論点となる。そして、泰時につづく時頼・時宗の書状の現存数がその前後の北条氏当主の書状に比べて少ないのは何故か。これももう一つの論点となる。

以上のような課題を踏まえて、本稿では、【前稿】で論じた鎌倉後期の得宗書状との機能の異同を念頭におきながら、北条時政・義時・泰時の発給書状について基礎的な検討を行うことにする。第一章では北条時政の書状、第二章では北条義時の書状について論じる。第三章では北条泰時の書状について、六波羅在京期と執権在任期に分けて検討を加える。検討に際しては、鎌倉幕府の書状の歴史において、個々の書状の機能をもとに位置づけるのかに留意した。たとえば時政や泰時の在京期の書状は、執権としての立場から発給された「執権の書状」ではないことはいまでもなく、むしろ後の「六波羅探題の書状」との比較が有効である。また、「執権の書状」についても、源頼家・実朝という「將軍の書状」との比較を念頭におく必要がある。²⁷⁾北条氏の書状といっ

でもその機能は多様であり、個々の書状の機能を分析して区分けすることを通じて、幕府政治史における北条氏の動きを跡づけることができよう。研究史上、下文や下知状の分析に基づいて政治構造・制度の変化が論じられてきたが、書状系統の文書の分析もまた、政治構造・制度の変化を探る素材となることを時政・義時・泰時三代の書状を通じて考えてみたい。

なお、本稿の脱稿直前に、北条氏研究会編『北条氏発給文書の研究』（勉誠出版、二〇一九年）に接した。その情報量・網羅性は圧倒的で、発給文書目録は労作である。本稿が屋上屋を架すばかりであることを恐れるが、書状を中心とする考察ではなく、見解や分析視角を異にする点も少なからずある。⁽²⁸⁾ 敢えて江湖諸賢の御教示を乞う次第である。

第一章 北条時政発給書状の検討

まず北条時政発給書状の検討を行う。「表1」にみるように、十三通確認できる（以下、「時」No.1のように表記する）。⁽²⁹⁾ 内容からいえば、①文治元年（一一八五）・同二年の上洛期、②源頼家期、③建仁三年（一一〇三）九月の比企氏の変の結果、幕府権力を掌握してから元久二年（一二〇五）閏七月の牧氏の変によって失脚するまで（源実朝将軍期の初期）の三期に大別できる。⁽³⁰⁾ 時政発給文書については、③の時期に時政が発給した関東下知状の成立をめぐる議論が盛んで、湯山賢一は「政子・実朝を擁立した戒厳司令官」として将軍権力の代行者としての時政を読みとっている。⁽³¹⁾ ①の時期のものについても所謂「国地頭」論をめぐる議論のなかで注目されている。⁽³²⁾ 一方、②の時期の書状については、「私的な将軍の外祖父という立場で文書を発給」⁽³³⁾ していたという評価に留まっている。本章では、将軍（の書状）との関係に留意しながら、あらためて全体を検討してみることにはしたい。

第一節 在京中の時政書状

①期について、北条時政は文治元年十一月、源義経謀叛事件に対処するため頼朝の名代として上洛し、翌二年三月には京を発ち、鎌倉に戻っている。その間発給が確認される書状が五通であり、京を離れた直後の二通を含めると七通である。そのうち三通は、源頼朝の意向を受けつつ、朝廷側との折衝を行った書状である（「時」No.2・4・5）。また、鎌倉に戻る途中、萱津宿において、頼朝書状を所持して上洛途上の頼朝の使者に出会い、時政自身の副状を授けている（「時」No.6）。【時】No.4・6の宛所となる「大夫属殿」は吉田経房の家司で、時政の身分では経房に直接書状を送ることができなかったことが松島周一によって指摘されている。⁽³⁴⁾

これらの史料は「国地頭」論において様々に議論されてきたが、ここでは訴訟に関わる【時】No.3をみていこう。『吾妻鏡』文治二年二月二十五日条の所謂「地の文」では、在京中の時政が「事に於いて賢直であつたため貴賤の「美談」するところであつた一例として紹介される。すなわち、不善の者が「北条殿下知」と称して「七条細工」（七条に住む職人）の鎧を差し押さえる事件が起こり、「入道鍛冶」が朝廷に訴えたところ、職事の問い合わせに対して時政は次のような請文を提出したという（以下の史料引用では細字や割注には山括弧を使用する）。

被_二仰下_一候入道鍛冶訴申鏡事、全以不_二下知仕_一候、若下人中自
申懸事候者、可_レ相_二尋子細於時政_一候之処、以_二是程少事_一經_二訴
訟_一、最不当覚候之条、極恐思候、以_二此旨_一可_レ下令_二申上_一給上候、
誠恐謹言、

二月廿五日 平時政 請文

『吾妻鏡』は時政が「陳謝」した「美談」として語るが、右の書状の

表 1 北条時政書状

【時】	年月日	西暦	差出	宛所	書き止め	内容	出典
1	(元暦1) 12月3日	1184				朝廷への言上	『吾妻鏡』 同日条
2	(文治1) 12月15日	1185	平(花押)		恐々謹言	兵糧米免除	「高野山文書宝簡集」 四十三(鎌30)
3	(文治2) 2月25日	1186	平時政請文		以此旨可令申上 給候、誠恐謹言	入道鍛冶訴申證事につい て	『吾妻鏡』同日条(鎌55号)
4	(文治2) 3月1日	1186	平時政申文	進上 大夫属殿	以此由、可令言 上給候、時政誠 惶誠謹言、	朝廷への言上	『吾妻鏡』同日条(鎌61号)
5	(文治2) 3月23日	1186	平時政請文		以此旨可令申上 給候。時政恐惶 謹言	朝廷への言上	『吾妻鏡』同日条(鎌75号)
6	(文治2) 4月1日	1186	平(判)	進上 大夫属殿	且以此由可令申 上給候。時政恐 惶謹言	源頼朝書状の副状	『吾妻鏡』同日条(鎌80号)
7	(文治2) 6月18日	1186	平(花押)		恐々謹言	「衆徒御解状」への「御外 題」を通知	「高野山文書宝簡集」 四十七(鎌115号)
8	「建仁1」7月10日	1201	遠江守(花押)	豊島馬允殿 (豊島朝経)	謹言	土左国御家人中太秋道の 訴えを守護に取次	「香宗我部伝家証文」 (鎌1233号)
9	(建仁3) 7月27日	1203	遠江守 在御判	島津左衛門尉殿 (島津忠久)	謹言	大隅国寝祢郡司入道が下 文を得て下向することを通 知	「祢寝文書」(鎌1368)
10	「建仁3」8月4日	1203	遠江守 (花押影)	平六兵衛尉殿 (三浦義村)	之状如件	「土左中太明道申二ヶ条 事」の裁許	「香宗我部家伝証文」 (鎌1371号)
11	「建仁3」8月5日	1203	遠江守	謹上 左京権大 夫殿 (藤原隆信カ)	恐々謹言	播州矢野莊公文以下所職 名田畠等に関する口入(左 兵衛尉親家のため)	「東寺百合文書」井 (鎌1372号)
12	「元久1」6月27日	1204	遠江守平 (花押)		恐々謹言	北野宮寺所司の訴えによっ て筑後国河北莊地頭を停 止する下文発給を通知	「早稲田大学所蔵文書」 (鎌補463号)
13	(元久2) 5月19日	1205	遠江守在判	春日神主殿御返事	謹言	春日社領阿波国津田島に関 して(先地頭兵衛尉親家 之跡に口入) および関東御 教書(鎌1542号)を献上	「大東家文書」(鎌1543号)

内容自体は、鐘の差し押さえ事件について自分は何も関知していないとするとともに、「もし下人の中に勝手に差し押さえるものがあるならば、事情を時政に問い合われればよいのに、これほどの小事が朝廷への訴訟となるのは、まことに道理にかなわないことと恐れ多く思っております」と述べる。「少（小）事」のために朝廷を煩わせていることを「恐れ多く思っているという「美談」とも読むことができるが、当時、時政に対して類似の訴えが多かったであろうことを考えれば、朝廷訴訟を経ることで対応せざるを得ない煩わしさに不満を述べているとみることができよう（とはいえ「入道細工」が直接時政に訴えたとしても実際に取り上げられるかは疑問であるが）。だが、武士たちが武家の「下知」を称している以上、朝廷・検非違使のほうでも独自に彼らを処罰することはできず、武家（この場合は時政）に問い合わせざるを得ない。こうした構図は鎌倉期を通じて存在し、公武関係における訴訟の原型ともいえる。その出発点における武家政権側担当者（頼朝代官としての時政）の肉声の伺える史料である。

さらに「高野山文書」に残る二通の時政書状が興味深い。一通目は上洛直後の文治元年と推定される十二月十五日付書状で、寺領への兵糧米免除に関するものである〔時〕No.2。翌文治二年正月九日には狼藉停止のために下文を発給し、雑色守清を派遣している（『吾妻鏡』同日条）。二通目は、文治二年五月付の高野山住僧等の解状を頼朝に披露して外題を獲得したことを知らせるものであるが〔時〕No.7³⁵。時政はすでに四月十三日に鎌倉に帰着している（『吾妻鏡』同日条）。在京時に頼朝代官として高野山と折衝した経緯から、鎌倉に戻った直後も、高野山と頼朝との窓口を果たしているのだろう。だが、その後も継続的に高野山問題に関与した形跡はない³⁶。この時期の時政は、あくまでも頼朝の京都代官として書状を発給していたのであり、「個人的な関係」³⁷で発給された訳ではない。後の六波羅探題の書状と比較可能な性格をもつ。

第二節 時政書状による口入―建仁三年七月の変化

②期について、建仁元年（一一二〇）から建仁三年八月の間に四通の書状が確認できる。建仁元年の〔時〕No.8の文書は、土佐国守護に口利きをおこなう書状であるが、この文書及び〔時〕No.10については、同時史料として用いるのに留保を要する³⁸。これらを検討から外すと、②期の最初の書状となる〔時〕No.9を次に掲げる。

大隅国寝祿郡司入道賜^{マツ}御下文^{マツ}令^{マツ}下向^{マツ}候也、可下令^{マツ}存^{マツ}其旨^{マツ}給上候、謹言、

七月廿七日

遠江守在御判

島津左衛門尉殿

〔寝祿郡司入道〕（禰寝清重）が「御下文」を賜って下向する旨を大隅国守護の島津忠久（在鎌倉）に通知する書状である。この「御下文」は〔時〕No.9と同じく「禰寝文書」に伝来する建仁三年七月三日付源頼家袖判御教書を指し、祿寝院南保地頭職に清重を補任するものである。

さらに、こうした幕府―守護ルートとは別に、七月三日の袖判御教書をうけて建仁三年八月日付で大隅国司庁宣案が発給され（『鎌倉遺文』（以下『鎌』）一三七五号）、同年十月三日付の留守所下文によって施行されている（『鎌』一三八五号）。他方、「將軍家御消息」の内容を追認する石清水八幡宮寺の公文所下文が同年八月日付で作成され（『鎌』一三七六号）、その命令先である大隅正八幡宮（石清水八幡宮寺の末社）の側でも同年十月三日付で石清水からの下文を施行する公文所下文を作成している（『鎌』一三八六号）。一連の文書によって利益を得る禰寝清重が実際の文書受給者である。日付から判断するに、まず七月に鎌倉で幕府の文書を得たのち、八月に京都で国司・石清水八幡宮の文書を獲得

し、十月三日に現地にて留守所及び大隅正八幡宮の合意を得たのである。⁽⁴⁰⁾

大隅国祢寝院南侯は大隅国正八幡宮領（半不輪領）であり、国衙や本所である石清水八幡宮の影響力が強く、幕府支配は強くなかった。そのため、清重は幕府から補任状（幕府は自らの処分下にある所領ではないため、下文ではなく関東御教書を選択したと考えられる）を得た上で、大隅国司および莊園領主（石清水八幡宮寺—大隅正八幡宮）と交渉し、彼らの保証を得たのであろう。

このとき時政が副状を発給した理由について、それ以前から頼家の発給する下文に原則的に時政が副状を発給していたという可能性が考えられない以上、二通りの可能性が考えられる。一つは、禰寝清重が時政の従者だった可能性、もう一つは建仁三年七月二十日に頼家が重病で倒れたことに関係する可能性である（『吾妻鏡』同日条）。だが、その後、清重の敵人である菱苅住人重能が時政の仰せをかたって濫妨をおこなっている事実、それに対抗して清重は本所の石清水八幡宮を頼って関東御教書を獲得している事実から判断して、⁽⁴¹⁾前者の可能性は排除される。したがって、ここでは頼家の重病というタイミングに着目すべきであろう。すなわち、頼家が重病で倒れたことによって、代替わりにもなつて決定が覆されたり、あるいは現地において幕府の命令が遵守されない可能性が浮上したのではなからうか。七月六日付で文書を得たものの、不安を感じた清重が、頼家の外祖父で実力者である時政に副状の発給を依頼したと考えられる。

時政はさらに八月五日には次のような書状を出している（【時】No.11）。

播州矢野庄公文以下所職名田畠等者、牛窓庄司六郎範圍年来賜^レ領家御下文、令^レ知行^一候云々、而範圍孫子左兵衛尉親家、依^レ有^二子細^一蟄居、於^レ今者、祇候無^二其恐^一候、仍範圍跡親家、如^レ本不

レ可有^二相違^一由、被^二仰合^一候者宜候敷、恐々謹言、

「建仁三」八月五日

遠江守

謹上 左京権大夫殿

これによれば、播磨国矢野庄公文職などについて、「領家御下文」を得ていた範圍の孫子である親家の知行を認めるよう「仰せ合わせ」るように、時政は領家に申し入れを行っている。この【時】No.11と（次章で扱う）【義】No.3の二通は、「左京権大夫」を宛所とする。これら二通の書状を含む播磨国久富保の「開発相承文書等案」は、平安期の文書について内容的な真偽に関する議論がある。⁽⁴²⁾だが、北条氏書状二通については、【義】No.3が「公文職ないし寺田氏の利害との関係がみいだせないものである」ことから、「鎌倉初期以来領家に伝来した文書により、領家の莊官進止権を主張することを目的に作成された案文とみてよく、その内容についてもことさら疑問とする必要はないだろう」と小川弘和が述べるように、さしあたりその真偽を疑う理由はない。

文書自体が伝来する訳ではないが、元応元年（一三一九）七月七日付関東下知状によれば、元久元年（一二〇四）二月、山城国淀魚市莊下司職をめぐって、関東御口入地であるのできちんと「訴陳を番える」べきであることを主張する下司側によって、いわゆる「御家人役勤仕証明書」⁽⁴³⁾となることを主張して、次のような北条時政書状（「北条遠州吹拳之状」）が幕府に提出されていた。

号^二遠州吹拳二月十二日（付元久元）之状^一者、豊田藏人師景事、可^レ下^レ見参^一給上之由、令^レ言上^一候訖、去年多比、山門合戦之時⁽⁴⁴⁾、是随分之勲功候、彼所帯魚市下司職祖父助兼讓状候之上、師兼已相^二当其仁^一、任^二相承之理^一、師兼為^二三件職^一、可^レ令^二三官仕^一之由、被^二仰下^一候者、宜候、恐々謹言、進上江大夫判官入道殿云々、

この時政書状は「之由、被_二仰下_一候者、宜候、恐々謹言」(…ということを抑せ下さつたなら恐縮です)という言い回しであり、本所⁽⁴⁶⁾に対して御家人の下司職への安堵を促す書き方が、【時】No.11に似る。この文書の信憑性に対して、本所側の雑掌は、(1)「上所」(宛名の上に、相手を尊敬して書く語句)が「進上」ならば(差出は「遠江守」ではなく時政という)「御実名」があるはずだし、「恐惶謹言」のような厚礼ではなく「恐々」という書止文言を用いるのもおかしい、(2)元久に改元したのは建仁四年二月二十日であるので、元久元年二月十二日は「未来年号」である、という二点から「謀書」(偽文書)であると非難している。だが、幕府は、(1)については「書札札」が現在とは異なるとし、(2)については付年号であるという下司側の反論を認めた上で、時政の花押にも疑問がないと判断して、これ自体は偽文書とは見做さなかった(但し「本御下文」がない点で「御口入之地」とは判断できないと判断している)。

このような類例が建仁三年(元久元年の年記(付年号))で確認されることから判断して、頼家が病気で倒れた建仁三年七月を境にして、【時】No.11のような書状によって時政が本所領の御家人所職に口入することは実際あったであろう。

それでは、建仁三年七月以前に、時政が本所領の御家人所職に口入することはあり得なかったのだろうか。最後にこの点を確認しておきたい。本所領の住人に対する御家人認定の証拠となるような文書は、治承・寿永の内乱期に、現地司令官である源義経らが発給していた文書が若干数知られており、御家人身分の由緒として訴訟当事者が利用する動きがあったように、鎌倉後期まで当事者によって保存されることがあった。だが、平時に移行してからは、本来はこのような口入をすべきではないという言い訳を述べた將軍源頼朝の書状などが例外的に確認される⁽⁴⁸⁾もの、現存する源頼家書状には御家人保護の機能のものはみえない。

本所領に対する不必要な関与は自制するという幕府の基本的な方針があったためであろう。これらの点を踏まえれば、頼家親裁期において時政が本所領の御家人保護のために書状を発給することは困難だったろう。⁽⁴⁹⁾逆にいえば、時政が書状によって本所領の御家人保護のために本所領に関与したことは、単純に頼家の將軍権力を代行したのではなく、建仁三年七月以降の時期に極めて特徴的な行動であったと判断できる。このことは、『吾妻鏡』建仁三年九月十日条に、御家人所領安堵のために「多く以て遠州の御書を下さる」と記されるように、頼家から実朝への代替わりに際して、時政が大規模に「御書」を発給して安堵をおこなったことと無関係ではないだろう。⁽⁵⁰⁾

頼家が重病によって倒れた直後から、時政が様々な口入をおこなって御家人の支持を得ようとしていたことは注目される。⁽⁵¹⁾時政は平賀朝雅の擁立問題とも関わって「公家政権への妥協・接近」を図っていたことも指摘されているが、このことは時政が独自に本所領に関与したことも無関係ではなからう。のちに延慶三年(一一三〇)、北条得宗家から安堵(北条貞時書状)を得ようとした堀川守忠は「曩祖中院大納言定房卿、北条遠江入道時政と懇懇の契約を成」したと主張していた。⁽⁵²⁾こうした北条氏(のちの得宗権力)と公家との関係構築の出発点として、時政の位置は重要である。⁽⁵⁴⁾

但し、こうした時政書状による口入は、「得宗の書状」の段階のように公家・寺社に対する安堵ではなく、本所領の御家人所職の保護が中心であったことに注意したい。いわゆる「天福・寛元の法」(一一三三・一一三四年)によって「御家人およびその所領に対する個別的な保護」(天福法・追加法六八条)ついで「総体としての御家人所領の保護・確保」(寛元法・追加法二一〇条)が制度化され、関東御教書によって本所への申し入れがなされるようになることを考えれば、⁽⁵⁵⁾時政書状による口入の機能は、「得宗の書状」の直接の前提になるものではなく、執権

政治において制度化されていくと見通すこともできるのかもしれない。

第三節 「執権の書状」の成立

つづいて③期について。建仁三年（一二〇三）九月のいわゆる「比企氏の乱」と頼家失脚、十二歳の孫実朝の鎌倉殿継承より、元久二年（一二〇五）閏七月の牧氏事件の結果自ら失脚するまでの間、時政は將軍頼家の殺害に帰結する事実上の軍事クーデターによって幕府の実権を掌握し、単独署判で関東下知状・関東御教書を発給していた。関東下知状に関しては、鎌倉殿の（政所）下文が発給できないので、その代替であったことが近藤成一によって指摘されており、いわゆる執権政治の始まりに位置づけられている。

頼家親政期の関東御教書は二階堂行光ら政所の吏僚が奉者になることが一般的で、「依鎌倉殿仰」という奉書文言を記して時政の発給する関東御教書は、建永三年九月二十三日以降確認される。だが、それに先立って建仁三年に比定される八月十五日付の次の文書が注目される。⁽⁵⁸⁾

二月卅日 御文八月三日到来、委以承候了、
 抑宇佐大宮司職事、令下讓擬大宮司公方給上之由、令申上
 左衛門督殿候処、委聞食之由、所被仰下候也、仍執達如件、
 八月十五日 遠江守（花押）
 大宮司殿御返事

『鎌倉遺文』をはじめとして先行研究はこの文書に「関東御教書」という文書名を付けている。但し、内容をみると、時政が「左衛門督殿」すなわち源頼家に報告して、「委しく聞食（きこしめ）す」という「仰」を承ったことを記すというイレギュラーな書き方であり、頼家の発言を引用した時政書状として理解する余地もある。⁽⁵⁹⁾むしろ関東御教書なのか

時政書状なのか曖昧な中間的な文書であることが特徴であると考えられるべきであろう（従って【表①】には含めていない）。この時期に頼家は重病で倒れており、実際に具体的な指示を出せたとはいえない。それにもかかわらず、いや、だからこそ、時政は頼家の「仰」を強調することによって、緊急事態のもとで自身が幕府運営を担うことの正当性を確保しようとして模索していたのであり、その試みの一環として奉書と書状の中間的な文書が発給されたとみるべきであろう。形式上は將軍の「仰」を奉じつつ、実質的には執権の発給する文書という意味において、八月十五日付の時政奉書は関東下知状・関東御教書の先蹤となる。

これ以降の時政書状は、前節で検討した後世の訴訟文書に引用された元久元年二月十二日付のものをのぞけば、二通しか伝来していない。

一通目は、筑後国河北荘の地頭家兼の非法を訴える「北野宮寺所司」に対して、事情聴取をせずに地頭を停廃することは難しいが、かといって真偽成敗のために進行が遅れることがあれば社家の訴えを解決することはできないから、ひとまずは非法を停止する下文（現在伝来せず）を発給するという内容の書状である（【時】No.12）。⁽⁶⁰⁾宛先は記されていないが、「恐々謹言」という書止文言から判断して、北野宮寺の別当であろう。

二通目は元久二年の五月十九日付の書状である（【時】No.13）。

式箇条事

一、春日社領阿波国津田嶋事

右、件嶋者、先地頭兵衛尉親家之跡也、仍追彼例、被補権名
 五郎入道於地頭候了、然者無指其誤、忽難被改易候歟、
 但於有_レ限御年貢者、不_レ可_レ致_二懈怠_一之由、被_レ仰_二含地頭_一
 候了、

一、惣追捕使令_レ乱入庄内由事

右、件条、為_二新儀之非法_一者、可_レ止_二其妨_一之由、加_二下知_一候

了、件状献^レ之、

以前兩条、大略如^レ此候、謹言、

五月十九日

遠江守在判

春日神主殿御返事

この書状の二箇条目で言及されている「下知」の「状」は次の関東御教書である。⁽⁶¹⁾

(端裏書)「津田嶋

鎌倉故右大将家御下文案」

春日社家案一通遣之、如^レ状者、乱^レ入社領^一被^レ張^レ行無道^一云々、
子細見^ニ其状^一候歟、為^ニ新儀之非法^一者、宜^レ被^レ止^ニ其妨^一、若又
有^ニ子細^一者、可^レ令^レ進^ニ陳状^一給^上者、依^ニ鎌倉殿仰^一、執達如^レ件、

元久二年五月十九日

遠江守在判

佐々木中務入道殿

宛先は阿波国守護である佐々木経高であるが、実際の受給者は受益者である春日社家である。守護に対して守護使停止を命じる関東御教書であるから、年記を伴う書下年号で、幕府文書として発給された。

時政書状の二箇条目をみると、この関東御教書の副状としての機能をもちが、一箇条目では地頭改易を求める春日社に対して、改易を拒否する代わりに年貢納入をきちんと行うよう地頭に言い含めることを約束している。この時政書状をうけて、春日社側の沙汰人とみられる公舜は次のような書状を社家に送っている。⁽⁶²⁾

当社御領阿波国津田嶋間事、令^レ申給^ニ箇条^一、以^ニ社解并本領主申
状^一、令^レ申候之処、於^ニ地頭職^一者、先例皆補来候、仍遂^ニ其跡^一之間、

力不^レ及之由候歟、但於^ニ有^レ限御年貢^一者、無^ニ懈怠^一可^ニ進濟^一之
由、御下知候歟、惣追捕使乱入事者、可^レ被^レ止^ニ之由、遠江国司奉
書候歟、他事期^ニ後信^一、恐々謹言、

五月十九日

公舜上

公舜は惣追捕使乱入を停止する「遠江国司奉書」(関東御教書)とともに、地頭改易要求に対する時政の回答(「御下知」)を幕府の正式な返事として受け取っている(おそらく時政書状と関東御教書の二通を社家に送付する送状でもあったのだろう)。

地頭職の停止要求をめぐって京都の荘園領主と応答する際、頼家将軍期には鎌倉殿の書状が用いられた。頼家は次のような文書を出している。⁽⁶³⁾

法華堂御領美濃国富永庄地頭家長事、被^ニ仰下^一候之旨、謹承候
了、先雖^下可^レ尋^ニ子細於家長^一候、領家被^レ申次第、其謂候、仍
所^レ停^ニ止地頭職^一候也、以^ニ此旨^一、可^レ令^ニ披露^一給^上、頼家恐々謹
言

〔正治元年〕五月十九日

頼家

まず地頭に事情を尋ねるべきではあるが、後白河院御願寺である法華堂領の領家の訴えは理があるので、地頭職を停止するという内容である。地頭に事情を尋ねて、もし地頭が反論すれば、いわゆる裁判となるが、この場合は領家を尊重して、地頭に反論の機会を与えず、地頭職を停止している。このように荘園領主・権門との交渉に用いられた「將軍の書状」の機能を代行するかたちで、時政は書状を発給した。こうした時政の立場は、將軍不在時に將軍権力を代行するもので、泰時のときに「軍營」すなわち將軍の「御後見」(『吾妻鏡』貞応三年六月二十八日条)と定義された執権の地位の先蹤となるものである。したがってこの時期の

時政書状を「執権の書状」として論じることができる。

小括

現在伝わる北条時政の書状は主に三つに分類できる。一つは文治元年・二年の在京中の書状であり、地頭問題などに関する朝廷・本所との交渉を示すが、基本的には頼朝の代理人としての立場から発給されている。武士狼藉に関するやりとりは、のちの「六波羅探題の書状」の先蹤にもなる。建永三年七月、将軍源頼家が重病によって倒れると、御家人の便宜を図って口入する書状を発給するようになる。守護に下文の遵行を命じたり、本所領の御家人所職の安堵を本所に申し入れる動きが集中的にみられるが、特に後者の本所領への関与はこの時期に特徴的な動きである。このような時政の口入は、頼家の重病という状況のもと幕政を運営することになったことを背景に、御家人の支持を得るために模索された結果であろう。同年八月には頼家の「仰」を形式上奉じるかたちで関東御教書の先蹤となる奉書を発給するようになる。九月の比企氏の変以降は幼少の将軍実朝を奉じて幕政を掌握し、将軍家（政所）下文の代替として関東下知状を発給するとともに、荘園領主・権門との交渉に用いられた「将軍の書状」の機能を代行するかたちで、「執権の書状」を発給した。以上のように時政書状を時期と機能によって分類することで、建永三年七月八月の時政の動きという政治史上の所見とともに、将軍権力の代行であるという時政のもつ「執権」権力の特徴が鮮明になる。

第二章 北条義時の書状

第一節 「将軍の書状」から「執権の書状」へ——承久の乱以前

北条義時の書状は十六通確認されるが、その過半は承久の乱（一二二二）から元仁元年（一二二四）六月に没するまでの間に集中している（表2）（以下【義】No.1のように表記）。だが、承久の乱以前

の書状も七点ほど伝わっている。

通説的にいえば、義時は建暦三年（一二二三）の和田合戦に勝利して侍所別当を兼ねることによって「執権」になるといわれている。現存文書からみれば建保四年（一二二六）二月十五日付で北条義時と大江広元が連署した関東下知状が発給されていることから（『鎌』二二一〇号）、義時と広元の両執権制が成立していたことが指摘されている。⁶⁵

だが、書状の機能からみると、建保七年（一二一九）正月十七日の実朝暗殺が画期として浮上してくる。以下本節でこの問題を論じたい。

【義】No.6は、承久元年（一二一九）に比定されるが、熊野神人の訴えによって対馬に配流される湯浅宗光の所領安堵について、関東申次の西園寺公経の家司三善長衡を宛所としており、公経を通じて朝廷に申し入れを行うものである。⁶⁶

（モト端裏書）「大宮大納言殿へ令進御文案」

湯浅兵衛尉宗光子息男宗元、当時祇候関東、驚神人訴訟、不堪不審、所上洛候也、宗光定罷入見参候歟、不誤之次第、殊可被糺断候、以云神人、背理非預御裁許者、非宗光一人之歎、以之為例、弥狼藉之基候歟、若又宗光縦難遁其咎、配流などに被処候者、於所带事者、不可相違候歟、内々為得御心、兼以申入此子細候也、義時恐惶謹言、

八月廿三日

右京権大夫

進上 主税頭殿

朝廷との交渉において北条義時が直状を用いていた事実は重要である。実朝暗殺後、頼朝後家の北条政子が事実上の鎌倉殿になったが、承久元年から嘉禄二年（一二二六）までの将軍不在期に発給された関東御

表2 北条義時書状

【義】	年月日	西暦	差出	宛所	書き止め	内容	出典
1	(承元4)9月11日	1210	恐々謹言	謹上 左京権大夫殿	恐々謹言	播州矢野荘所職名田に関する「矢野定主常光」の訴えについて口入	「東寺百合文書」キ (鎌 1843)
2	6月12日		相模守 (花押)		以此旨可令披露給候、恐惶謹言、	橋本荘十三郷方が醍醐座主御房御領であることを承知	「醍醐寺文書」(鎌 1521)
3	2月24日		相模守 (花押)		以此旨、可令披露給候、恐惶謹言、	請所について	「上総橋神社文書」(鎌 1520)
4	5月9日		(花押)	烏津左衛門尉殿 (烏津忠久)	仍執達如件、	「富山刑部丞子息小童母」の上洛 (折紙)	「烏津家文書」(鎌 2010)
5	10月27日		右京権大夫在判	烏津左衛門尉殿 (烏津忠久)	仍執達如件、	薩摩郡内山田村本領主大蔵氏の訴えに応じて問い合わせ (問状)	「烏津家文書」(鎌 2407)
6	(承久元年)8月23日	1219	右京権大夫	進上 主税頭殿 (三善長衡)	義時恐惶謹言	湯浅宗光配流に際して所帯の安堵に関して	「神護寺文書」(鎌 2543)
7	(承久2年)7月2日	1220	右京権大夫(花押)		□此趣可令披露給候、恐惶謹言、	本所よりの問い合わせに返答	「阿蘇文書」(鎌 2623)
8	(承久3年)5月19日	1221	在判		恐々 (脱アリカ)	烏津忠時、北条泰時とともに上洛	「烏津家文書」(鎌 2747)
9	8月18日	1221	在御判	相模守殿 (北条時房)	恐々 (謹言脱カ)	伊賀国御家人服部馬允康兼の訴えを取り次ぐ (鎌 2804・30130 参考)	「三国地誌」一〇八 (鎌 2803)
10	閏10月9日	1221	陸奥守 (花押)		恐々謹言	田結荘濫妨停止の下知状の副状	「増野春所蔵文書」(鎌 2868)
11	閏10月18日	1221	よし時 (花押)		あなかしこあなかしこ	「御下知の状」の副状	「尊経閣文庫蔵舊武家手鑑」(『鎌倉遺文補遺編・尊経閣文庫文書』21号)
12	12月24日	1221	陸奥守 (花押)		可令存此旨給候、恐々謹言、	紀伊国南部荘の領主権確認と地頭請所	「高野山文書宝簡集」二十三 (鎌 2900)
13	(承久4)4月5日	1222	陸奥守 (花押)		恐々謹言、	副状 (義時書状)	「醍醐寺文書」(鎌 2944)
14	5月2日		陸奥守 (花押)		恐々謹言	「播磨国在田庄田数所当事」	「朽木文書」(鎌 2814)
15	(貞応1)9月15日	1222	陸奥守判		恐惶謹言	加賀国「ぬかたの庄」地頭停止	「中院家文書」(鎌 2998)
16	(貞応3年)5月1日	1224	前陸奥守(花押)		謹言	安堵御下文の副状	「祢寝文書」(鎌 3232)

教書には二つの様式が併存していたことが知られている。御家人に対し
ては、鎌倉殿の仰せを直接奉じるのではなく、義時の「奉行」を奉行人
が奉じる二段階（研究史上「別形態」）の関東御教書が発給されていた。⁽⁶⁸⁾
その一方、六波羅探題か鎮西奉行宛て、もしくは幕府と関係の深い寺社
への安堵のために、義時（のちには泰時）を奉者として関東御教書が発
給されていた。⁽⁶⁹⁾ それでは公武交渉における義時の書状はどのように位置
づけられるのだろうか。

このような公武交渉の場において、將軍源実朝の存命中は、失脚以前
の頼家と同じく、実朝自身の書状が用いられていたと考えられる。たと
えば、右大臣の官途から建保六年（一二二八）に比定される次の実朝書
状は、高野山衆徒の訴訟に関して、朝廷に審理を要請するものである。⁽⁷⁰⁾

高野山衆徒訴申備後国大田庄事、所詮領家進止庄務乃貢勤否之条、
即可被_レ触沙汰_一候歟、地頭者不_レ知_二其沙汰_一之由、所_二申候_一也、
仍召_二問衆徒_一之処、領家無_二沙汰_一之間、為_レ達_二訴訟_一、下_二向関東_一
云々、然者、尤於_二京都_一、可_レ被_二糺濟_一否候者也、謹言、

十二月廿八日 右大臣（花押）

春宮大夫殿

関東申次である西園寺公経（春宮大夫）「大宮大納言」を窓口として、
幕府の意向を朝廷に伝える書状である。領家が無沙汰なので衆徒が鎌倉
に下向して訴訟を起こしているが、本来は幕府が処理する案件ではない
ため、朝廷のほうから領家に通知して、京都で年貢勤否の調査をするよ
う求めている。この実朝書状には、二階堂行光が副状を発給している。⁽⁷¹⁾

備後国大田庄之間事、再三有_二尋御沙汰_一、大宮大納言殿へ御消息候
也、委旨御使可_レ被_レ申候、恐々謹言、

十二月廿九日 前信濃守（花押）

二階堂行光はいわゆる京下りの官人で、幕府の政所執事であった。実
朝暗殺後には後鳥羽院皇子をその後継者として要請するために上洛する
など、対京都関係の実務を担っていたため、副状を発給したのであろう。⁽⁷²⁾
これ以外の事例をみると、大江広元らが関東下知状に副状を発給してい
たことが確認できる。⁽⁷³⁾ こうした幕府吏僚の書状は、將軍の意向をうけた
「奉書」でなければ「私返事」として証拠能力を認められない場合もあ
り、將軍の「仰」の有無が「私」的か否かを判断する幕府側の基準だっ
たことが分かるが（従って將軍の書状は「私」文書では有り得ない）、
受給者側では何らかの効力を期待して吏僚の書状であっても保存される
こともあったのである。⁽⁷⁶⁾

一方、実朝將軍期に発給された義時書状をみていくと、【義】No.2と
【義】No.3は、醍醐寺領橋木荘の請所に関わる事務的な内容であり、お
そらくは義時の請所だったと推測される（【義】No.2の「去年旱魃雖関
東一同候」という記述から建保三年、【義】No.3は建保四年に比定）。⁽⁷⁸⁾ 【義】
No.7は、義時自身が阿蘇社の地頭職として本所との折衝を行う文書であ
る。

【義】No.1は、播州矢野庄所職名田に関する「矢野定主常光」の訴え
について本所に申し入れをする文書である。⁽⁷⁹⁾ 時政の書状と同じく、御家
人のための口入をおこなう書状も確認されることが注意されるものの、
「常光」の性格を含めて、その背景は定かではない。

【義】No.4は薩摩国守護島津忠久に対して、「富山刑部丞子息小童」を
「母」が「相具」して上洛したいと申し出たので、それを許可すること
を伝えている。【義】No.5は薩摩郡内山田村本領主の大蔵氏による訴訟
があったので、忠久に調査を命じる文書である。【義】No.4の「富山刑
部丞」とは、【義】No.5の「大蔵氏」の夫の源宗久のことで、大蔵氏の

父大藏種信の死後、弁済使友久の濫妨をうけていた。建保五年八月に宗久は莊園領主（近衛家）に訴え、預所の外題を獲得し、九月二十六日には現地の莊政所の施行状を得ていた。だが、宗久の濫妨はとどまらなかつたらしく、建保六年十月二十七日付で義時書状が発給され（義時書状No.5）、建保六年十一月二十六日付で大藏氏への安堵を地頭代に命じる島津忠久の安堵状が発給されている。薩摩国守護は島津忠久だったが、比企氏の変に忠久が連座したことによって、北条時政が守護となったが、時政失脚とともに義時によって忠久に返付されていた。但し、日向国・大隅国守護職は義時がついており、薩摩・大隅・日向国は内裏大番役も「寄合」で勤めるなど関係が深かったため（『鎌』二二八二号）、薩摩国に対する義時の関与があったのではなからうか。

このように実朝将軍期において、義時の書状は「執権の書状」というべきものではなく、守護・地頭あるいは請所などの立場から出されたものだった。あくまでも幕府と諸権門との交渉は「將軍の書状」で行われるべきものであった。折田悦郎は実朝発給文書を分析し、政所の実質的に掌握していたのが執権義時であるという見立てのもと、「和田合戦後の実朝は書状形式の中に押し込められて行く」が、逆にいえば、書状にこそ「公武交渉において、幕府を代表する將軍の姿が明確に示されている」と評した⁽⁸⁰⁾。前章では「將軍の書状」の機能を代替して時政執権期に「執権の書状」が成立すると考えたが、実朝将軍期の義時書状はそうした機能を担うものではなかった。

以上の検討を踏まえれば、本節の冒頭でみた【義】No.7は実朝暗殺後、「將軍の書状」の代替として発給された「執権の書状」とみるべきであろう。実朝暗殺後、承久の乱前の時期に、義時は関東御教書ではなく直状を用いて、公武関係において幕府を代表していた。本節の冒頭でも触れたように、通常、この時期には北条政子が頼朝の後家として鎌倉殿の地位を継承していた（いわゆる「尼將軍」）と考えられている。だが、

政子の文書が寺院や僧侶に宛てた書状や御家人の所領・相続に関する奉書が主であることから判断して、高橋典幸も注意を促しているように、政子書状が「將軍の書状」の役割を担って朝廷に対して幕府を代表して送られることはなかったのではなからうか⁽⁸¹⁾。この時期において、後家の政子や幼少の三寅（藤原頼経）は鎌倉幕府の代表者（鎌倉殿）として朝廷から認定されず、鎌倉殿不在の状況下で義時が「奉行」⁽⁸²⁾している状況に過ぎないとみなされていたのではなからうか。実朝暗殺後の義時が公武関係において事実上幕府を代表する存在であったことは、「執権政治」の成立論や承久の乱の際の北条義時追討の官宣旨をめぐる近年の論争（後鳥羽の拳兵意図は倒幕か義時追討か⁽⁸³⁾）においても重視されるべき論点であると思われる。

第二節 関東御教書と「執権の書状」―承久の乱後

承久三年六月に終結した承久の乱後の動きとしてまず確認しておきたいのは、承久の乱に勝利した後、承久三年八月頃から、鎌倉殿の仰を奉じた北条義時奉書、すなわち公家宛ての書札礼を伴う関東御教書が、公家政権・貴族社会に対して発給されている事実である⁽⁸⁴⁾。前節において三寅（頼経）や北条政子は幕府の代表者として公家政権に認められていなかったために、「將軍の書状」にかわって「執権の書状」がイレギュラーに用いられたのではないかと推測したが、乱後は鎌倉殿の存在が朝廷に認められたのであろう。こうして「將軍の書状」から「執権の書状」へと引き継がれた公武交渉における文書機能は、義時の奉書、すなわち執権（と後には連署）が奉者の地位を独占する関東御教書に継承されていくという見通しを立てることができる（前節で述べたように実朝将軍期には関東御教書の奉者は義時に限定されていなかった）。そうした関東御教書の機能と併存しつつ、幕府の代表であった義時の「執権の書状」はその用途を拡大していく。

六波羅の北条時房に対して御家人訴訟の処理を命じる【義】No.9のほか、次に掲げるように、御家人への「安堵御下文」の副状【義】No.16を発給している。

大隅国柵寝南俣院地頭職事、任_二清重法師之讓状、清綱所_レ給_二安堵御下文_一候也、謹言、

五月一日 前陸奥守（花押）

鎌倉殿の仰せを奉じて北条義時が署判を加えた貞応三年（一二二四）四月十四日付関東下知状がこの書状とともに伝来しており、【義】No.16文章中に記された「安堵御下文」に該当すると考えられる。御家人に対する安堵状（関東下知状）は、一般的には「執権の書状」を副状としていたのだろうか。あるいは当時義時は大隅国守護であったので、守護として副状発給が求められたのだろうか。そして、この副状の宛先は誰なのだろうか。

これらの問題を考えるヒントが、その前年貞応二年（一二二三）十一月日付大隅正八幡宮神官所司等解（鎌一二七九号）である。これによれば、本所領の所職である「柵寝院司名頭職」（義No.16にみえる「地頭職」と同じ）を継承した清綱は、自らは代々の御家人であるが、「神領名主として、殊に本家の御勢を仰ぎ奉る」ので、「宮解」（本所である石清水八幡宮の挙状）を獲得してから「関東見参」を行い、「御家人役」を勤めることが先例であると訴えている。そして、その訴えをうけて大隅正八幡宮神官所司等は「解」を作成して、「本家政所」すなわち石清水八幡宮寺に対して、清綱の訴えを関東に取り次ぐように嘆願している。この結果、清綱は石清水から何らかの許可を得て、鎌倉に訴えを持ち込んだのであろう。そして、前述の関東下知状と北条義時書状が作成されて、まず貞応三年五月二十六日には六波羅施行状が作成され（鎌

三二四〇号）、つづいて貞応三年六月日付で「將軍家御下文」に従って清綱の地頭職継承を認める石清水八幡宮寺公文所下文（鎌三二五三号）が発給され、九月十五日にはおそらく現地で施行状が作成されている（鎌三四一七号）。義時書状の（少なくとも形式上の）宛先は、「謹言」という薄礼の書止文言であることから考えて、六波羅探題（息子の北条泰時）ではなからうか（時房宛での義時書状【義】No.9の書止文言は「恐々（謹言）」）。何故ならば、石清水八幡宮寺の関係者を宛所とするのであれば、「名頭職」を「地頭職」と表現する点に問題があり、書止文言の「謹言」は薄礼である（後述する本所宛の義時書状はいずれも「恐々謹言」以上の礼をとる）。また、訴訟当事者の清綱を宛所とすると考えると厚礼である（「如件」とするか袖判の奉書ではなからうか）。

こうして御家人である清綱側の要求に沿うかたちで、本所である石清水八幡宮と幕府との交渉を経て、御家人への所職安堵がなされた。その交渉過程において義時書状が発給されたと考えられる。すなわち御家人に下文・下知状が与えられるに際して、執権が必ずしも副状を発給していた訳ではなからう。だが、義時書状は一種の権利文書として当事者である清綱の手に残された。副状は本来、権利文書の伝達に関わる一時的な効力しか持たず、権利文書として後世に伝えられるものではないが、御家人側も北条義時の副状に一定の効力を認めて保存する場合があったのである。ここに執権権力の存在を見出すことができる。

京都の権門からの訴えに応じて発給された関東下知状の場合、北条義時の奉じる関東御教書が副状として発給されていた。だが、同じ日付で義時の書状が発給された事例も確認される。以下の事例をみていこう。

醍醐寺中寺領四箇所訴事、各任_二訴状_一、所_レ被_二成敗_一候也、其状進_二上之_一、以_二此旨_一可_二言上_一之由、所_レ候也、義時恐惶謹言、

「承久四年」四月五日 陸奥守平義時_上（裏花押）

この関東御教書は関東下知状（成敗）を進上する副状であり、裏花押と「恐惶謹言」という書止文言など、丁重な厚札である。受領者の側で「承久四年」という付年号が付されている。宛先は確認できないが、後掲の【義】No.13から「右衛門権佐」すなわち摂政近衛家実のもとで蔵人を務めた平範輔を宛所としていたことが判明する。公家政権に対するものである。これと同じ日付の義時書状が【義】No.13である。

醍醐寺領四箇所訴事、□□□成敗候也、其状被_レ付_二申右衛門権_一候、
此中越前牛原去年兵乱之刻、□□武士之狼藉□□、不及散_一候□□今年
庄務落居、御年貢・課役・雑事守_二式法_一、可_レ有_二御沙汰_一候、子細被_レ
載_二下知状_一候畢、尾張安食庄事、訴状并地頭陳状、被_レ遣_二時房・
泰時之許_一候、雖_二事_一、不_レ違_二先例_一、可成敗之□□□也、
□賀国得蔵庄事、同逐_二前地頭之例_一、致_二沙汰_一、可_レ停_二止新儀非法_一
□□成敗候、其状副進候也、恐々謹言、

「承_二四年_一」四月五日 陸奥守（花押）

□□御下□□嚴重候、□□任_二彼状_一候、去年兵乱本□咎有無未
_レ被_二礼明_一候、□□□□□候也、□□恐々謹言、

【義】No.13は裏花押ではなく花押で、書止文言も「恐々謹言」と薄札であり、詳しく事情を説明する内容からみて、醍醐寺側の実務関係者に充てられた蓋然性が高い（「時房・泰時の許に遣わされ」と本文中にあることから六波羅への指示伝達文書である可能性はないと判断される）。最終的には前掲の関東御教書とともに、荘園領主の醍醐寺側に伝わった。前掲の関東下知状及びその副状である関東御教書に添えられて、その内容を補足的に説明している。

また、【義】No.12は、承元二年（一一〇八）に没した鳥羽院皇女頌子

内親王（故前斎院）より高野山蓮花乘院に寄進された紀伊国南部荘に
関する書状である。

蓮華乘院領南部庄所当事、斎院御時、被_レ分_二進米百斛_一、次又被
_レ加_二進領家御年貢_一云々、任_二本願御成敗_一、慥為_二地頭沙汰_一、可_二
弁濟_一之由、被_二下知_一候也、
境事、前院御時、差_二遣御使_一、御糺定候歟、而猶濫妨出来云々、仍
任_二御使申状_一、被_二執申_一候也、御書状一通献_レ之、付_二申右衛門権
佐、自_二殿下_一可_二令_レ申_レ院給_一也、可_二令_レ存_二此旨_一給上候、恐々
謹言、

十二月廿四日 陸奥守（花押）

承久の乱後、快実のもつ下司職が没収され、地頭職が設置された。だが、蓮花乘院の領主権を保証する後高倉院院宣と東寺長者御教書が承久三年九月に発給されており、これに対する幕府側の対応を示す文書である。南部荘は承久没収地として紀伊国守護佐原家連の地頭請となったが、義時は地頭に年貢納入を命じる同日付の関東下知状の発給を伝えるとともに、南部荘の境界について故前斎院の境界を承認する「御書状一通」（関東御教書か）を送り、「右衛門権佐に付け申し、殿下より院に申せしめ給ふべきなり」こと、すなわち「御書状」を蔵人平範輔に渡し、摂政近衛家実より後高倉院に伝えてもらうように要請している。この内容および「この旨を存せしめ給ふべく候」という文言、「恐々謹言」という書止文言からみて、【義】No.12自体は東寺長者側への書状ではなからうか。

公家政権・荘園領主と折衝を行った承久の乱後の北条義時奉書は、様式論的にいえば鎌倉殿の意思を奉じた関東御教書である。ここでいう鎌倉殿は、元服前の三寅（頼経）ではなく、北条政子なのであろう。前節

での議論を敷衍すれば、承久の乱に勝利することによって、政子が鎌倉殿であることを朝廷に認めさせ、あらためて鎌倉殿の仰せを奉じた御教書を朝廷に対して発給することが可能になったということもできるであろう。

その一方で、この段階においても北条義時が公武間の交渉の中心であったことが、関東御教書の副状である義時書状の存在から明らかである。実朝暗殺後「將軍の書状」を代替した義時の「執権の書状」は、承久の乱後、義時が奉者となった関東御教書に代替されていくようにもみえる。だが、乱後の関東御教書は実朝將軍期とは異なり、義時が奉者を独占しており、関東御教書と「執権の書状」が併存して用いられていた。さらに、次の文書にみるように、公家政権の側からは関東御教書が義時の請文として認識されていたことも指摘しておきたい。

八幡宮御領河内国甲斐庄事、成敗状進_レ覽之、縦雖_レ被_レ置_二地頭職、相_レ從_二庄務_一、不_レ致_二濫妨_一候者、何可_レ有_二訴訟_一候哉、以_二此旨_一可_レ言_上之由、所_レ候也、義時恐惶謹言、

〔貞応元〕五月六日 陸奥守平義時上（裏花押）

この文書は、承久の乱後「按察卿」すなわち葉室光親領と間違えられた石清水八幡宮河内国甲斐庄に関して、関東下知状（成敗状）を進上する副状としての関東御教書である（「之由所候也」という奉書文言⁹²）。石清水の訴訟は公家政権を介して行われたらしく、藏人平範輔が摂政（近衛家実）御教書を作成し、石清水の担当上卿であった源具実（義時朝臣請文）として認識されるとともに、文面上は「下知状」の副状に過ぎないにもかかわらず、「下知状」よりもメインの文書として扱われていることに注目したい。

これらに加えて、承久の乱後には、京都の権門からの訴えに応じて発給された関東下知状に対しても、義時の書状（直状）を副状とする事例も確認されるようになる。【義】No.11は（末尾以外は切断されて前欠であるため不確定であるが）仮名書の北条義時書状であり、【義】No.16は加賀国額田庄に関して莊園領主に対して地頭不設置の返事を伝える書状である。⁹⁴【義】No.10は田結荘の地頭濫妨停止を命じる関東下知状の副状であり、閏月より【義】No.11と同じく承久三年に比定される。⁹⁵

田結庄濫妨事、被_二停止_一御下知状猷_レ覽之、恐々謹言、
閏十月九日 陸奥守（花押）

裏花押ではなく花押で、「恐々謹言」という書止文言からみて、院・摂関家を含む公家政権に対するものではなく、一般貴族からの訴えに対して出された返答であると考えられる。公家政権を介さない莊園領主（上中級貴族）の訴訟に対して、直接関東下知状を発給しており、その際に義時書状が副状となることもあった。関東御教書ではなく、北条義時書状が用いられた理由については、宛先の身分的な問題が関わるのか否かは、受給者の性格が未詳であるという点から検討の余地が残る。これに加えて、発給時期が戦後処理の混乱期に集中していること、関東御教書・執権書状のいずれにせよ、関東下知状の副状として機能する点からも、公家「諸家」の訴訟に対して発給された貞時・高時期の「得宗の書状」と同一視はできない。だが、このような書状の存在は、承久の乱後の北条義時が実質的に公武関係を担う存在となっていたことを反映している。「將軍の書状」の機能を継承した「執権の書状」といえるだろう。関東御教書と「執権の書状」は、機能の面で重複するところがあった。以上の検討は、公家政権・貴族社会との関係で、関東下知状の副状としての義時書状に注目するものであるが、直接預所職の安堵に関わるも

のとして【義】No.14がある。

播磨国在田庄田数所当事、不審候、細々可レ注給候也、去年所当米内二百石者、為天王□引米被_レ漕遣_一畢、所_レ残米_二散用_一、何様候哉、抑加賀兵衛佐殿之許之所武者、去進もせられ候て、終当京方被_レ殞_レ命候了、入道殿などハ無_二其儀_一候へ者、無_二御不審_一候也、時々ハ被_レ参_二向鎌倉_一給、見参_二も可_レ令_レ入給_一候歟、恐々謹言、

五月二日 陸奥守（花押）

河内入道殿

陸奥守という官途から貞応元年（一二二二）に比定される。播磨国在田庄の年貢に関して預所の平保業（「河内入道」）に確認するとともに、「入道殿などはその儀なく」として、承久の乱で京方についた事実はないことを確認する旨を伝えている。岡野友彦の研究によると、在田庄はいわゆる池大納言（平頼盛）家領の一つで、平保業（「加賀兵衛佐」）が継承していたが、承久の乱において京方として戦死していた。頼盛息の平保業は承久三年八月二十五日付北条義時下文によって預所職に補任されていたが、【義】No.14では保業は「田数所当」の正確な報告を求められつつ、承久の乱における敵方ではないことを保証されている。預所としての地位の継続という事実上の安堵となっている。在田庄はいわゆる関東御領になったと考えられ、北条義時は預所となる貴族（関東祇候の廷臣）に対して「時々は鎌倉に参向せられ給へ」と関東への祇候を求めている。承久の乱直後、こうした内々の内容を伝える文書として、義時の書状が用いられていた。

こうした執権義時の関与は、関東御領を管理する政所の別当であることに基づくものと解釈する余地もある。だが、預所の側において、関東祇候の廷臣である由緒を証だてる文書として伝来したことを考えれば、

関東御領に関わる所職を介して、貴族社会（京都）の構成員に鎌倉幕府権力が関与していくとき、本来幕府の支配下でない対象であることを考慮して、関東御教書ではなく「執権の書状」という内々の様式が敢えて選択されたと考えられることも可能だろう。現在のところこの事例しか見つけておらず、断言はできないが、のちの「得宗の書状」との比較において興味深い事例である。

小括

北条義時の立場は、源実朝將軍親裁期と実朝暗殺後とで二分されるが、実朝暗殺後に幕府の実権を掌握した後も、承久の乱の前後において京都への関与のあり方が大きく異なる。本章では、便宜上、承久の乱の前後で二節に分けて義時の書状を検討した。第一節では、公武関係において幕府を代表するのはあくまでも將軍実朝であり、実朝の「將軍の書状」が大きな役割を果たしていたのに対して、義時の書状は守護・地頭としての立場、あるいは請所に関する事務的な内容が主であった。だが、実朝暗殺後は、義時が幕府を代表して朝廷に対して書状を送っていた。「執権の書状」が「將軍の書状」の機能を代替するものであったことを第一章で論じたが、このような視点からいえば、將軍権力の代行（後見）という意味での「執権」に義時がなるのは、実朝暗殺後であったといえよう。この時期には鎌倉殿が不在で、三寅も北条政子も朝廷に対して幕府を代表する存在とはなりえないという事情が背景にあったと考えられる。

第二節では、承久の乱後の義時書状を検討したが、乱後の武士狼藉停止などの必要上、公武間の交渉が激増していたことに応じて、義時書状の伝来数も増えていた。公武間の正式な交渉文書は、「將軍の書状」から実朝暗殺直後の「執権の書状」を経て、鎌倉殿の仰せを奉じて執権義時が奉者となった関東御教書となったが、義時個人が存在が依然重要で

あったため、関東下知状・関東御教書の副状として義時書状が発給されていた。関東御教書自体が「義時朝臣請文」すなわち義時の書状（請文）として朝廷側から認識される場合があり、公武関係において義時が実質的に幕府を代表する存在だったことが分かる。

そうした中で、「関東祇候の廷臣」と呼ばれる鎌倉幕府と縁の深い貴族に対して、義時は書状を発給することがあった。事例が少ないために断言はできないが、関東御教書ではなく義時書状が内々の書状として選択されたと考えるならば、関東御教書を発給できない（幕府の本来の支配領域を越えた）事柄に対して「得宗の書状」が発給されていく鎌倉末期の状況につながるものと評価することができる。但し、このような義時書状の機能は承久の乱後の混乱に由来する部分も大きい。泰時期・頼経將軍期（特に嘉祿二年以後）には整序されていくと考えられる。

第三章 北条泰時の書状

第一節 六波羅時代の書状

北条泰時の書状は三十二通確認される（表3）⁽⁹⁸⁾（以下、【泰】No.1のように表記する）。鎌倉北条氏家督の書状の伝来数としては最多であるが、案外専論は乏しい。⁽⁹⁹⁾ 時政・義時の発給文書の研究史が、鎌倉幕府文書において重視されてきた関東下知状という文書様式の成立問題に関連して重厚であるのに対して、泰時期には関東下知状・関東御教書という文書様式が確立し、そちらに研究が集中してきたことが、泰時文書の研究がほとんどないこと背景にあるのだろう。

執権就任前では、承久の乱後、京都に駐屯していた時期の書状が六点ある（これに加えて未考一点⁽¹⁰⁰⁾）。「島津家文書」にみる【泰】No.1と【泰】No.3は承久の乱の直後の承久三年七月、幕府軍の司令官であった泰時が、島津忠義の軍功・忠節をその父島津忠久に伝える一種の感状であり、【泰】No.2は幕府に報告する書状である。⁽¹⁰¹⁾

表3 北条泰時書状

【泰】	年月日	西暦	差出	宛所	書き止め	内容	出典
1	(承久3年) 7月12日	1221	武蔵守	島津左衛門尉殿(忠久)	謹言	奉公を褒める	「島津家文書」(鎌2765)
2	(承久3年) 7月12日	1221	武蔵守	藤内左衛門尉殿	恐々謹言	島津忠義の軍功、若狭国の没官領	「島津家文書」(鎌2766)
3	(承久3年) 7月15日	1221	武蔵守在判	島津左衛門尉殿(忠久)	恐々謹言	合戦での忠	「島津家文書」(鎌2776)
4	「承久3年」9月14日	1221	(花押)	安保馬允殿(実員)	謹言	播磨国這田荘・石作荘の守護所使不入を命じる「鎌倉殿御下文」が発給されたことを通知するとともに、兵糧米徴収後の守護所使の退出を下知するように指示	「國学院大學図書館所蔵久我家文書」(鎌2831「六波羅御教書」)
5	承久3年閏10月7日	1221	武蔵守(花押) *日下ではなく奥下	安保主馬允殿(実員)	状如件	播磨国這田荘・石作荘の守護所使不入を命じる「関東御下知状案」の施行状	「國学院大學図書館所蔵久我家文書」(鎌2866「六波羅施行状」)
6	8月21日	1223	武蔵守泰時	進上 左京権大夫殿	恐惶謹言	長厳領(最勝光院以下)について*内容から貞応二年(1223)の蓋然性が高い	「センチュリー文化財団所蔵文書」(鎌未収)
7	9月29日		武蔵守御判	壱岐前司殿	恐々謹言	薩摩国御家人賀見島馬丞の子息右近将監友尚・四郎康忠の見参、「召人西面衆」薩摩国配流について『鎌』は承久三年カ	「薩藩旧記」二国分寺文書(鎌2911)
8	(貞応3) 7月13日	1224	在御判	湯浅太郎(宗弘)殿 御返事	謹言	在京について	「崎山家文書」(鎌1804,「和歌山県史」中世二)
9	「貞応3年」11月13日	1224	武蔵守泰時(裏花押)	進上本問左衛門尉殿		左馬允藤原能成を信濃国春近領内檜郷地頭職に補任する関東下知状の副状	「市河文書」(鎌3308)

表3 北条泰時書状(つづき)

【泰】	年月日	西暦	差出	宛所	書き止め	内容	出典
10	(元仁2年?) 2月30日	1225	武蔵守(花押)		恐々謹言	「大隅国正八幡宮御神領之名頭 神人清綱」が御家人であり、関 東に見参することを了解	「祢寝文書」(鎌 3355)
11	「嘉禄二」二月廿七日	1226	武蔵守(花押)	なし	以此旨可令披露 給候、恐惶謹言、	色見山鳥の代官のことなどを了 解	「阿蘇文書」(鎌 3467)
12	九月十六日		武蔵守平泰時 (裏花押)		以此旨可令披露 給候也、恐惶謹 言、	色見山の地頭職は去り進らした ので、代官は本所が進止するよ う返事	「阿蘇文書」(鎌 3468)
13	「嘉禄三」3月23日	1227	武蔵守御判	太宰少貳殿 (武藤資頼)御返事	仍執達如件	高木季家が裁許を得て帰国する ことを通知	「龍造寺文書」(鎌 3595) *『鎌』は文書名 *関東御教書
14	「嘉禄3年」5月13日	1227	武蔵守在御判	大和入道殿(宇都宮 信房)	穴賢々々	御家人所領の相博と替地	「宗像神社文書」 (鎌 3612号)
15	(安貞2年) 9月14日	1228		掃部助殿(北条時盛)	仮名	多田院不入	「古簡雜纂」多田院文書 (補 949) *鎌 3160, 補 832 は同 文書カ
16	(寛喜元年) 4月1日	1229	武蔵守(花押)		恐々謹言	河内国天野山金剛寺は「武士沙 汰」「関東御成敗」に非ず	「金剛寺文書」(鎌 3826)
17	正月17日		泰時	修理亮殿(北条時氏)	謹言	在京御家人が内裏に馬場をつく ることについて	「洪柿」(鎌 4496)
18	(貞永元年) 7月6日	1232	欠	駿河守殿御返事 (北条重時)	謹言	上総国御家人深堀□郎能仲の勲 功替の申状を受領を返事、折を みて申沙汰する	「深堀家文書」(鎌 4339)
19	(貞永元年) 8月8日	1232		するか守殿 (北条重時)	あなかしく	式目	御成敗式日後付(鎌 4357)
20	(貞永元年) 9月11日	1232		駿河守殿(北条重時)	恐々謹言	式目	御成敗式日後付(鎌 4373)
21	「貞永元年」12月1日	1232		駿河守殿御返事 (北条重時)	恐々謹言	深堀五郎入道の勲功賞替の訴状 の受領を返事	「深堀家文書」(鎌 4409)
22	(文暦2年) 閏6月29日	1235	在判	豊後修理亮殿 (島津忠時)	あなかしく	島津忠時の在京奉公、「御殿人」 の狼藉への処置、忠時は畠山重 忠所縁	「島津家文書」(鎌 4785) *閏月より文暦2年と 推定
23	(文暦2年カ) 7月27日	1235		豊後四郎左衛門尉殿 御返事 (島津忠綱)	謹言	「開門神領」の相論について、 薩摩国御家人掛宿平四郎忠秀と 姪頼平太忠継の両方の「召決」 を命じる	「日向指宿文書」(鎌補 1169):「薩摩掛宿家文 書」(鎌 4807)
24	12月8日		在判		恐々謹言	屋塞左衛門尉(季重)の訴状を 一見し、現在の「給主」と「国」 に尋ねて沙汰をすることを返答 *嘉禎二年以前	「菊大路人文書」 (鎌 5351)
25	2月13日		武蔵守判		恐々謹言	尾塞兵衛尉(季親)の訴状を受け 取った旨を返事 *嘉禎二年以前	「菊大路人文書」 (鎌 5349)
26	4月6日		武蔵守(花押)	駿川二郎殿(三浦泰村)	可仰付候也	三浦泰村の被官大竹三郎への安堵 *嘉禎二年以前	「黄薇古簡集」(鎌未収) *1237年以前カ
27	(嘉禎2年) 2月10日	1236		駿河守殿御返事 (北条重時)	謹言	深堀五郎の勲功賞所領替の訴状 の受領を返事	「深堀家文書」 (鎌 4920)
28	嘉禎2年8月27日	1236	武蔵守泰時判	謹上 大納言律師御房	恐々謹言	山城国上桂荘に関する関東下知 状(鎌 5027号)の副状	「東寺百合文書」ヨ (鎌 5028)
29	嘉禎4年5月22日	1238	左京権大夫在御判	湯浅兵衛入道殿 (湯浅宗光)	如件	京都八条辻守護について	「崎山家文書」(鎌 5244, 「和歌山県史」中世二)
30	仁治元年7月3日	1240	泰時在御判	摂津前司殿(中原師員)	謹言	薩摩国御家人薨島小太郎康弘の 郡司職越訴に対する尋究と申沙汰	「新田神社文書」 (鎌 5606)
31	仁治2年12月13日	1241	前武蔵守(花押)	相模守殿御返事 (北条重時)		深堀太郎の申状を披露すること を返事	「深堀家文書」(鎌 5974)
32	仁治2年12月日	1241	武蔵守	相模守殿(北条重時)	恐々謹言	奉行人精勤命令(追加法)	「式目追加」(鎌 5976)

次に掲げる【泰】No.4は『鎌倉遺文』は「六波羅御教書」とするが、この時期の六波羅御教書は「依仰」のような奉書文言はないものの、書下年号で、北条泰時・北条時房の連署である。この文書は無年号で、謹言という書止文言をもつことから、泰時書状と理解すべきであろう。

播磨国這田庄并石作庄、任^三先例^一停^二止守護所使入部、可^レ為^二領家進退^一之由、鎌倉殿御下文被^二成下^一了、可^下令^レ存^二其旨^一給上^也、兼又兵糧米徴納之後者、彼使等可^レ令^レ退^二出庄内^一之由、可^下令^二下知^一給上^也、謹言、

〔承久三〕九月十四日

(花押)

安保馬允殿

宛所の安保馬允は安保実員である。⁽¹⁰⁾ 通説ではこのとき播磨国守護であったとされるが、六波羅探題から西国守護への通知は泰時・時房連署の六波羅御教書でなされており、泰時単独で、目下に花押のみという尊大な様式は異例である。伊藤邦彦は「安保馬允」を守護代とし、泰時が播磨国守護を兼ねていたと指摘するが、これに従うべきであろう。⁽¹⁰⁾ この書状は守護代を宛所とする守護の書状であるが、実際には播磨国這田庄・石作庄の領家である久我家からの申し入れによって発給され、久我家に渡され、「承久三」という付年号を付されて一種の権利文書としての効力が期待されて伝来している。一方で、承久三年八月二十四日付関東下知状が発給され、泰時は閏十月七日にはこの下知状の施行状を書状(書下)形式で発給している【泰】No.5。⁽¹⁰⁾

六波羅時代の泰時書状は承久三年に集中している。京都占領軍の軍事司令官や守護としての泰時の立場に基づく。久保田和彦が指摘するように、貞応二年(一二二二)七月から同年十二月の間に北方の泰時に交替するまで、在京経験が豊かな南方の北条時房が上席の「執権探題」とし

て関東や朝廷・荘園領主との交渉の中心を担っていた。⁽¹⁶⁾ そのためにこの期間の泰時書状の伝来数は少なくなっていると考えられる。

そのなかで注目されるのは、【泰】No.6である。これはセンチュリー文化財団所蔵文書で、『鎌倉遺文』未収文書であるが、在京時のものである可能性が高い。⁽¹⁶⁾

刑部僧正房地遺領等悉可^レ被^二返付^一之由先度被^レ申候了、最勝光院以下事、道嚴法印書状、副^三長能僧都申状具書^一、進^二上之^一、任^二元久勅約^一可^下令^二申沙汰^一給上^{候哉}、恐惶謹言、

八月廿一日 武藏守泰時

進上 左京権大夫殿

意識をすると、刑部僧正長嚴領を返付することを以前、幕府から申し上げていたが、⁽¹⁷⁾ 最勝光院以下についても返付を求めて長能が訴えを起こしており、道嚴が「書状」(挙状)を添えて取り次いできた、その訴状を進上するので、「元久の勅約」にしたがって申沙汰なさってください、という内容である。

後鳥羽院の側近であった刑部僧正長嚴は陸奥に流され(配流先で安貞二年(一二二八)死去)、⁽¹⁸⁾ その所領も承久の乱後没収されていた。貞応二年(一二二三)二月三日付法印道嚴讓状によると、「先師僧正」すなわち師匠の長嚴が「年来所持」していた「本尊九鋪、注文在別、并朝恩之内、最勝光院別当職、和州安堵庄小部小田等」については、「勅約」によって自分が相伝していたが、「所存」があつて兄弟弟子の長能に譲ったという。⁽¹⁸⁾ 長能が「最勝光院寺務」および「小部別名并彼寺務職文書等」を所持していたことは、これらを房勇に譲る嘉禎元年(一二三五)十二月二十一日付長能讓状から確認できる(このとき長能は在鎌倉)。⁽¹⁸⁾ 嘉暦三年(一二三二)に「最勝光院執務職」が後醍醐天皇によって東寺

に寄進された際には、執権北条守時が了承の関東請文（直状形式）を発給しているが、承久没収地の返付地として、寄進の了承（安堵）が幕府に求められたものと考えられる。

この泰時書状の発給年代であるが、宛所の「左京権大夫」が問題となる。原本観察の所見では、同文書は正文にみえる（少なくとも案文としては書かれていない）⁽¹¹⁾とすれば、宛所の「左京権大夫」が後高倉院側の人物で、泰時が申し入れをしているという可能性はあるが、一二二〇年代の「左京権大夫」に該当しそうな人物はいない⁽¹²⁾。であれば、（正文にみえるという所見と矛盾するが）宛所の「左京権大夫」が「右京権大夫」（北条義時）の書き間違いであるとすれば、六波羅の北条泰時が関東の北条義時に長厳・長能の訴えを取り次いだ文書である可能性を考える必要がある。以下、「右京権大夫」であるとして考察を進めると、貞応元年（一二二二）十月十六日に義時はこの官職を辞任し（文書上の「右京権大夫」の名乗りは、（承久二年）七月二日付の【義】No.7が終見）それ以降、名乗りは「前陸奥守」となるので、貞応元年の文書と考えるのが妥当である。だが、関連文書をみると、前述のように貞応二年二月三日付で法印道嚴讓状が作成されただけではなく、貞応二年五月十四日付で長嚴讓状が作成され、大和国安堵荘・大和国松牧荘・美作国勝田荘の三か所が、陸奥国に配流中の長嚴から道嚴に譲与されている。さらに貞応三年正月には本家の七条院（藤原殖子）序下文による安堵を得ている⁽¹³⁾。これらの関連文書との前後関係をみると、貞応二年八月に比定するのが妥当であるが（前述したような「執権探題」の交替時期との平仄もあい、交代時期をさらに同年七月・八月に絞り込むことができるかも知れない）⁽¹⁴⁾、義時の官途表記の問題が残されていることから、なお検討の余地が残されている。

長能の父は一条能保であり、能保と源頼朝の同母姉妹との間に生まれた女子（すなわち長能の異母姉妹）は九条道家の母、三寅（四代将軍藤

原頼経）の祖母にあたる⁽¹⁵⁾。道嚴は長嚴の実子であったが（『尊卑分脈』）、鎌倉幕府と縁故のある兄弟弟子の長能を立て、長嚴の旧領（最勝光院）の回復を図り、鎌倉幕府に働きかけ、義時に対する泰時の書状（一種の挙状）を得たのではなからうか⁽¹⁶⁾。

以上のように在京中の泰時書状は、同じく在京中の時政書状と同じく、後の六波羅探題の書状に継承される機能をもつが、承久の乱直後という時期固有の内容を豊かにもつ点にその特徴がある。

第二節 執権在任期の書状―御家人訴訟を中心にして

貞応三年（一二二四）六月、北条泰時は義時の死によって執権となった。泰時は父義時が貞応三年六月十三日に亡くなると、六月二十六日には北条時房・足利義氏らとともに関東に戻ったが、「世静かならざる時は、京畿の人意、尤も以て疑ふべし、早く洛中を警衛すべし」と考え、すぐに北条時盛（時房子）・時氏（泰時子）を六波羅探題として上洛させている（『吾妻鏡』六月二十九日条）。こうした状況のもと、不安に思っ

て問い合わせてきた御家人の湯浅宗弘に対する返事が【泰】No.8である⁽¹⁷⁾。

関東別事なく候上ニ、在京の人々新妙之御気色にて候也、且ハさかみ殿御上洛候上、太郎冠者も候へハ、御在京の事不レ及三左右一候也、返々よろこひ思給へ候、謹言、

七月十三日 在御判

湯浅太郎殿御返事

「関東別事」なく、北条時氏（太郎冠者）もいるので京都の体制についても問題がないことを伝えている。逆にいえば、この時期の鎌倉幕府の政情不安が西国御家人にも認識されていた点が注目される。泰時は鎌倉下向後、事実上の鎌倉殿であった北条政子の支持を得て伊賀氏の変を

乗り切ったものの、政子もまた嘉禄元年（一二二五）七月に亡くなってしまふ。その直後、嘉禄元年十二月には八歳の三寅（頼経）を元服させ、翌二年正月には征夷大將軍に就かせるとともに、有力な御家人・京下りの官人を集めて評定衆を設置した背景には、泰時の権力基盤の不安定さがあつたと考えられる。先行研究で強調されてきたように、嘉禄二年は関東下知状・関東御教書が確立する画期となつたが、その一方では泰時の書状が依然として用いられていくことに、本稿では注目したい。

北条時政・義時の書状と同じく、得宗領であつた阿蘇関係の書状があるほか（【泰】No.11・12）、多田院の不入に関する指示を行つた書状が確認できる（【泰】No.15）。

寺社宛てとしては【泰】No.16が、河内国天野山金剛寺について、「次第証文等」を拝見し、「関東御成敗」ではないことを伝える書状であり、「武家証文」と端裏書に記されて金剛寺側で保管されている。このとき「一期分」として白炭免田を知行していた源仲国入道（蓮性）の跡と称して帥局らが濫妨を企て、幕府にも訴えていたらしく、金剛寺の本寺である仁和寺御室（後鳥羽皇子の道助入道親王）から幕府に問い合わせがあり、【泰】No.16はそれに対する泰時の請文であつた。

また、【泰】No.28は山城国上桂荘に対する権乗房現朗弟子性存の濫妨を命じる関東下知状（『鎌』五〇二七号）の副状である。

【泰】No.10は「大隅国正八幡宮御神領之名頭神人清綱」が御家人として関東に見参することを了解するものである。

大隅国正八幡宮御神領之名頭神人清綱、為御家人之上、依有可入見参之事、参向関東之由、承候了、恐々謹言、
二月卅日 武蔵守（花押）

「恐々謹言」という書止文言（【表3】）にみるように一般御家人に対す

る書止文言は「謹言」であることから、正八幡宮の本社である石清水八幡宮寺に対して作成されたものであると考えられる。第二章でも論じたように、石清水八幡宮寺は神人清綱の地頭職継承のために幕府に対する拳状を発給していた。のちに大隅国守護名越朝時に対しても「且は神領の事に候、尤も道理に任せて、御沙汰あるべく候」として清綱の拳状を発給していたように、本所領の御家人所職の保護のために幕府が口入することがあるのと同様、神人のもつ地頭職の保護のために幕府に対して本所が口入することがあつたのである。時政・義時期以来、北条氏が関与してきた経緯があるために、公家政権を介さず、石清水と泰時との間で直接やり取りがあつたのであろう。

以上の【泰】No.10や【泰】No.16、【泰】No.28に関しては、第二章第二節で検討した義時の「執権の書状」（【義】No.10や【義】No.15など）との連続性が確認される。関東御教書ではなく、泰時の「執権の書状」が用いられた理由としては、これらが公家政権を介さず、直接幕府に訴えたものであることが関わりと推測される。【泰】No.28では関東下知状の副状として書状が用いられている。公家政権や摂関家、大寺社以外からの一般貴族や僧侶からの訴訟に対しては、「執権の書状」が副状として選択された可能性があるが、これらの事例については寺社からの訴訟として提訴ルートの違いに関わる可能性も残されている。関東御教書が整備された泰時期においても、関東御教書との機能の近接をとめないながら「執権の書状」が用いられていたことを示す事例である。

その一方で、泰時の書状が他の得宗に比べて特徴的なのは、御家人問題を扱つた書状の多さである。以下みていくことにしたい。

【泰】No.9は、藤原能成を信濃国春近領内檜郷地頭職に補任する関東下知状（『鎌』三三〇七号）を発給したことを伝えるとともに、その所領が守護領であつたために、別の替地を与えることを北条重時（信濃国守護）に伝える書状である。仮名まじりの文体であるが、泰時の花押は

(公家政権に対する関東御教書の場合と同じく)裏花押で、側近に披露を求めた厚礼である。叔父重時への遠慮と配慮がかいまみえる。次に掲げる【泰】No.14も替地をめぐる折衝を伝えるもので、嘉禄三年の部分はおそらく付年号で、本来は月日のみの書状であると考えられる。¹⁶⁾

此間何事候哉、抑宗像社領内牟留木・宮田・与里・二郎丸名等事、度々御辞退候之上、西島弥二郎所領被_レ召候之間、可_レ被_二相博_一歟之由、駿河二郎申候之間、牟留木・宮田・二郎丸名等波被_レ付_レ社候畢、而西島弥二郎領波最狭少仁候奈留間、替事追可_レ有_二御計_一之由、被_二仰下_一候也、可_二申驚_一候、於保徒加奈久不_レ可_二思食_一候、穴賢々々、

嘉禄三年 五月十三日 武蔵守在御判
大和入道殿

宗像社の預所であった三浦泰村(駿河二郎)の申請に従って、「西島弥二郎」の没収領と交換して宇都宮信房(大和入道)の所領を宗像社に付けることになったが、西島領が狭いために幕府のほうでさらに替地を用意するから「おほつか(覚束)なく」思わないようにと宇都宮信房に伝えている。

【泰】No.18は、上総国御家人深堀能仲が「勲功替」を訴えるに際して六波羅探題北条重時の挙状を得ていたので、訴状を受理して折をみて取り計らうことを重時に対する返事として書いたものである。これによって利益を得る訴訟当事者の手元(「深堀家文書」)に正文が伝わっている。【泰】No.21・27・31も「深堀家文書」の同様の性格の文書。

これらの書状からは、所領(の替地)をめぐる御家人の不安への配慮ぶりが分かる。

【泰】No.22は、当時在京していた島津忠時宛ての書状である。「御殿人」

(忠時の家人か)の狼藉に対する幕府の処置を伝えつつ、「はたけやま殿なんとも、御ゆかり候へハ、いよいよおろかならすこそ思ひまいらせ候事にて候へ」といつて畠山重忠所縁の忠時の武勇を褒め称える文言を加えている。御家人の名誉感情に対して泰時が繊細な配慮を行っていたことは、『吾妻鏡』の記事でもよく知られているが、こうした書状からも確認することができる。

泰時は御家人所領の替地だけではなく、御家人訴訟についても細心の注意を払っている。【泰】No.23は、薩摩国の「開門神領」をめぐる薩摩国御家人揖宿平四郎忠秀と娃頼平太忠継の相論について、揖宿郡地頭(「鎌」四八〇七号)である島津忠綱に対して守護島津忠時とともに両者の問注を指示する内容である。関東御教書ではなく泰時書状であるのは、内々の指示だからであろう。【泰】No.30は、薩摩国御家人麿島小太郎康弘が郡司職について越訴したのに対して、評定衆の中原師員に調査を指示した書状であり、訴訟当事者の側に伝来している。泰時が訴訟の陣頭指揮をとっていたことが分かる。

さらに、泰時のもとには幕府関係者から訴訟への口入状(口利きの書状)が寄せられることがあった。そうした口入に対する泰時の返事が現在まで伝わる場合がある。【泰】No.25は次のような書状である。¹⁷⁾

おせきの左衛門尉子息兵衛尉申状見給候了、此事以外御沙汰候之事にて候間、たやすく難_レ申_二御返事_一候、入_二見参_一候ハ者、仰次第を申すべく候也、恐々謹言、

二月十三日 武蔵守判

尾関季親は尾張国尾塞村松武名(名主職か)について訴えを起こしていた。それに対して、泰時は「このことは重大なことです。容易くお返事をするのは難しいです。お目にかかったときに幕府の決定

〔仰〕を申し上げたいと思ひます」と返事をしている。

武蔵守という名乗りから嘉禎二年（一二三六）以前の書状である。⁽¹²⁾

「恐々謹言」という書止文言から尾塞兵衛尉（季親）を宛所とするものではない。尾塞左衛門尉季重に関しては、連署北条時房が様々な口添えをおこない、たびたび泰時への口入をおこなっていたことから考えて、時房宛の返事ではなからうか。暦仁元年（一二三八）もしくは翌延応元年、時房は次のような書状を泰時に送っている。⁽¹³⁾

尾関兵衛尉季親申尾張国尾塞村松武名事、訴状進覽之、子細見
レ状候歟、此事頻歎申候之間、度々執申候、可レ有御計候、恐々
謹言、

十二月九日 修理権大夫在判

謹言 武蔵前司殿

時房はこのとき連署であるが、尾関季親の訴状を執権に取り次ぐことは連署の職務ではなく、時房書状の内容は季親が「このことを頻りに嘆き申していますので、たびたび吹挙します」というもので、むしろ季親が時房の縁故を頼って、幕府に訴えているとみるべきであろう。北条泰時の政治は公平無私な訴訟審理を掲げ、「強縁」や依怙最良を禁じることを評定衆一同で誓約した「御成敗式目」付属の起請文で知られている。だが、現実には評定衆や北条氏一門はもちろんこと、連署の時房でさえも縁故による訴訟への介入を行っていた。⁽¹⁴⁾

尾張国御家人の尾塞季重・季親に対する時房の口入は、右の書状のように泰時に対するのみならず、嘉禎二年以前に尾張国守護中条家長に対しても行われ、尾張国内匠保名主職をめぐる尾関季重の訴えの「計らい成敗」を依頼していた。⁽¹⁵⁾ この内容は、文永九年（一二七二）の関連文書に「武蔵入道殿」の「御消息」が言及され、「まさしく国へ尋ねて、沙

汰をいたすへき」と指示する内容が対応している。⁽¹⁶⁾ これらの文書の内容との一致から、次の文書もまた嘉禎二年以前の左衛門尉季重の訴訟に關して、「給主ならびに国へ相尋」ねよという（おそらく時房に対する）泰時の返事であると推定される（【泰】No.24）。⁽¹⁷⁾

屋塞左衛門尉申本領間事、折紙一見候了、此条当時給主并国へ相尋
候上、可レ被沙汰候也、恐々謹言、

十二月八日 在判

この書状自体の内容は、訴状（折紙）を一見した上で、給主と国（守護）に事情を尋ねるように指示しただけである。これを獲得した時房は、尾張国守護中条家長に「計らい成敗」を依頼する書状を送ったのである。こうした身内からの「強縁」の介入に対して、泰時は躊躇しながらも無碍にすることができなかったのである。

次は『遺文』未収の書状である（【泰】No.26）。⁽¹⁸⁾

備前国得道名事、地頭大竹三郎御邊にこころさし承る人にて候よし
うけたまはり候あひたこれより社司令補候事をハととめ候也、地
頭大竹三郎沙汰として恒例臨時神事用途更不レ可懈忘之由、可レ
仰付候也、

四月六日 武蔵守（花押影）

駿川二郎殿

備前国得道名の地頭大竹三郎が駿河二郎（三浦泰村）に伺候する人であるということ承っているため、社司（未詳）の関与を停止して、得道名の支配（神事用途の徴収）を地頭に一任するよう命じた、という内容である。「武蔵守」・「駿河二郎」の呼称からみて嘉禎二年（一二三六）

以前と考えられる。⁽¹³⁵⁾三浦泰村の口入に対して、それを受け入れる返事を泰時がしたのである。有力御家人である三浦氏のもとにも独自に被官がいたことや三浦氏が被官のために口入を行っていたこと、北条泰時が娘婿でもあった泰村の求めに応じて社領への介入を行っていたことなどが分かる。⁽¹³⁶⁾北条泰時の時代の幕府政治は、縁故による裁定を自己抑制することを誓った「御成敗式目」付属の評定衆起請文のイメージで語られることが多いが、その起請文にみえる誓いの切実さは、こうした書状の世界からみえてくる強縁と口入という実態の裏返しであったのかもしれない。

北条泰時の書状発給数は歴代得宗随一である。だが、書状の内容から判断される限り、書状の数の多さは泰時の権力の強さを意味しているのではない。泰時が御家人の不満に細心の注意を払っている（払わざるを得ない立場である）ことを意味しているといえるであろう。そして、引付設置後は引付に委ねるような案件についても、執権泰時自ら陣頭指揮をとっていることが分かる。訴訟制度・官僚制度の未成熟という条件のもと、幕府法廷に寄せられる膨大な訴訟を処理するために、泰時が自ら激務をこなさざるを得ない状況を読み取るべきであろう。

一方で、御家人の不満を和らげるよう試みるのは本来は將軍の役割である。実際、源頼朝の「後家」であった北条政子の仮名奉書には、御家人の所領支配とともに、その相続を保障する機能が指摘されている。⁽¹³⁷⁾さらに敷衍すれば、下文や下知状のような幕府の公的文書では伝えきれない内々の事情を御家人に伝え、その不満や不安を解消する機能を政子の仮名奉書が担ったといえよう。こうした政子の役割を泰時が引き継いだとみることもできよう。

第三節 六波羅への書状、武家家訓としての書状

以上検討してきた泰時書状とは類型を異にするものとして、最後に

【泰】No.17や【泰】No.19、【泰】No.20をみていこう。【泰】No.19と【泰】No.20は貞永元年の「御成敗式目」制定に際して、六波羅探題の北条重時に送られた著名な泰時書状である。⁽¹³⁸⁾式目に付属して伝来している。泰時の思想が書状という形式で伝わっていること自体、他の鎌倉北条氏家督にはみられない特徴である。後世に泰時書状が泰時の政治思想を示すものとして伝わっていること自体は、「御成敗式目」制定者としての北条泰時個人の権威を示すものだろう。だが、これらの書状が作成された同時代的な状況を考えるのであれば、「京へんにはさためてものをもしらぬ多ひすともかきあつめたることよなど、わらはる、かたも候はんすらんと、は、かりおほえ候へは」(【泰】No.19)とか「人さためて謗難を加事候歟」(【泰】No.20)というように式目制定に際して京都からの外聞を気にして神経質なほどに対応する姿に、御家人対応にも細やかな配慮を見せる他の書状群にみえる泰時の姿と同じものを見出すのは困難ではない。

この二通の泰時書状に似た性格をもつものとして、『洪柿』に載せられた【泰】No.17がある。内容的には、六波羅探題として在京していた病身の長男時氏を氣遣つて泰時が様々な指示を行うものであり、関東武士の京都観、郎従観、「臆病」を眞の武士の心得とする教戒などを読みとることが出来る。「関東の將軍・執権に関する教訓的な色彩を含むものを集録した」という性格をもつ『洪柿』に伝わるように、教訓書として後世に伝わった。

後藤紀彦が指摘するように、鎌倉期の武家家訓をみると、北条実時家訓が宛所をもつ書状形式であり、北条重時家訓(「極楽寺殿御消息」)の首題に「六波羅相模守教子息之書状」とあるように、子息への書状の形式をもつものが多く、後世の「今川状」のような往来物の淵源となる。

こうした武家家訓と書状というツールの関わりの上でも、貞永元年の【泰】No.19と【泰】No.20に先行すると考えられる【泰】No.17の泰時書状

は重要であろう。書状という比較的自由なかたちをとりながら、宛所となる特定人物だけではなく、(後世の読者を含めて) 広く読まれるようになるテクストが成立したことは、公家社会との比較を含めて、文化史・思想上興味深い事象であると思われる。

重時の六波羅探題在任中(宝治元年(一二四七))に作成されたと思われる「六波羅殿御家訓」の内容的な特徴として、「ある行為が「世間」の人にどう思われるかと、いたって外面的・功利的立場からの関心」が強く、「従者の取り扱いにも細心の注意」を払う点が指摘されている⁽¹⁴⁾。これらは泰時書状にも共通するメンタリテイである。個人の性格はさておき、北条泰時や重時のおかれた政治的立場に起因する部分は大きいのであろう。

これ以外では【泰】No.32は、奉行人精勤の命令(「式目追加」に記載された追加法)を六波羅探題北条重時宛ての書状というかたちで伝えている⁽¹⁴⁾。通常、関東御教書の形式で六波羅宛ての幕府法令は伝達されるが、軽微な内容なので泰時の書状という形式をとったのであろうか。幕府法の伝達が整備されていない段階でのイレギュラーな姿とみるべきであらうか。それとともに泰時が幕府の制度整備を目指していた様子も伺い知ることができる。だが、幕府の訴訟制度が本格的に整備されるのは、泰時の没後、経時期以降のことであった⁽¹⁵⁾。泰時期には泰時の個性のものが比重が大きかったと思われる。

『吾妻鏡』や説話には、「大岡裁き」を思わせるような訴訟における泰時のリーダーシップが描かれているが、個人の人格が表に出ざるをえなかったのだろう。そうした背景のもとで武家家訓の世界は生まれたのである。その機能は異にするが、前節で検討したように御家人の調和を図る泰時書状の機能とは、共通の時代背景をもつものと評価することができる。

第四節 「將軍の書状」と「執権の書状」

「得宗の書状」や北条義時の書状と比べたときの泰時書状の特徴として、本所の要請に応じて発給されたものはあるものの(第一節)、全体的にみて公家・寺社宛のものが少ないことが特徴である⁽¹⁶⁾。本章の最後に、この問題を考えることにしたい。以下、三つの側面から考えることができる。

第一に、六波羅探題の存在を考える必要がある⁽¹⁶⁾。【泰】No.20に「京都人々の中に謗難を加事候は、此趣を御心え候て御問答あるべく候」とあるように六波羅探題の北条重時を通じて公家政権や京都のひとびとに自分の考えを伝えたようである(西国御家人への周知も依頼)。北条重時は泰時の異母弟で、寛喜二年(一二三〇)以来、宝治元年(一二四七)まで六波羅探題をつとめ、建治二年(一二七六)まで重時の子孫が事実上六波羅探題を務めるなど、とりわけ泰時期の公武関係は重時の個人的な才覚に依拠するところが大きかったことが指摘されている⁽¹⁶⁾。また、御家人・守護による本所領狼藉の停止命令は六波羅探題が行うようになり、六波羅下知状・六波羅御教書は六波羅探題の書状を副状として権門に送られたとみられる⁽¹⁶⁾。こうした六波羅探題の設置にともなう鎌倉との一種の分業的体制もまた、泰時書状の残り方に反映されているといえるだろう。

第二には、高橋一樹が指摘するように、公家宛ての関東御教書の様式が嘉禄元年(一二二五)年末の將軍頼経の元服を画期として整備される⁽¹⁶⁾ことが重要である。幕府から朝廷に対して用いる文書様式が関東御教書に集約されたと言ひ換えることができる。第二章で検討したように、実朝暗殺後、元仁元年(一二二四)六月十三日に没するまで、北条義時が「將軍の書状」を代行して「執権の書状」を京都に対して発給していたが、嘉禄二年以降は再び將軍頼経が公武関係において幕府を代表するようになるのである(なお、將軍宣下は嘉禄二年正月二十七日)。実朝將軍期のあり方の単純な復活ではなく、執権・連署が奉者となる関東御教

書が発給されるようになったが、通常の公武関係において「執権の書状」は不要となった。⁽¹⁹⁾

第三に、第二の論点とも関わって、「將軍の書状」が泰時期には復活していたことを指摘しておきたい。特に九条道家から幕府への要請（文暦二年三月から嘉禄三年三月の間は「撰政御教書」）に対して、道家の実子となる將軍頼経は「自筆請文」によって返答していたことが知られる（『吾妻鏡』嘉禎元年八月十八日条）。一方、道家が後鳥羽院の帰京を幕府に要請した際、幕府は「將軍御消息」ではなく「泰時状」を用いて「家人等一同然るべからざる」意向を示して拒絶していた。⁽²⁰⁾ 政治情勢と関連して、「將軍の書状」のみならず「執権の書状」が使われる場合があったことが知られる。

それだけではなく、頼経は独自に政治的な動きをするようになると、京都への口入に書状を発給していた。頼経書状については三通の伝来が知られているが、そのうち一通をみてみよう。⁽²¹⁾

定親僧都転任事、御計次第尤承悦不_レ少候、抑件僧都聊令_二言上_一事候、可_レ有_二御計_一候哉、如_レ此旨、可_レ令_レ申敷、頼経恐惶謹言、
三月廿三日 権中納言頼経上

進上 西園寺殿

定親僧都被_二訴申_一道快僧都院務之時、自_二將軍家_一被_レ執_二申大政入道殿_一状案也、

関東申次である西園寺を通じて公家政権に申し入れる場合、通常は関東御教書・六波羅御教書が出されたが、この場合は將軍頼経の書状という形式で、定親僧都の訴えを取り次いでいる。定親は源通親の子で、師定豪の譲りによって鶴岡八幡宮寺の別当になったが、妹が三浦泰村に嫁ぐなど、將軍頼経と近い関係にあった。冒頭の「転任事」が天福元

（一二三三）年十二月二十九日の権大僧都転任を指すことから、天福二年の文書であろう。このとき定親は、東大寺東南院の院主職をめぐって道快と争い、九条頼経の口添えで公家政権に訴えたようである。⁽²²⁾

「御成敗式目」第六条の規定によって知られるように、鎌倉幕府は公武の境界を明示し、権門・本所の自立性を尊重し、口入に抑制的な態度をとっていた。⁽²³⁾ それにもかかわらず、泰時執権期・撰家將軍期には、「將軍の書状」にみられるように將軍頼経を中心にして京都との入り組んだ関係はなお実態として続いており、口入を抑制しようとする幕府との基本方針との間に、一種の緊張関係が生まれていた。⁽²⁴⁾ こうした幕府の自己抑制を推進していた中心人物が泰時自身であったことは、時政書状や義時書状にみられたような京都に口入する書状が、泰時の書状にみられなくなる一因だろう。

泰時の死後、頼経ら將軍勢力と執権勢力の政治的対立が増し、寛元四年（一二四六）の宮騒動によって頼経が失脚し、京都に送還され、建長三年（一二五二）、頼嗣の子頼嗣が將軍職を解任され、宗尊親王が將軍として推戴されると、親王將軍の時代には「將軍の書状」はほぼ伝来しなくなる（頼嗣の書状も伝来はせず）。これは何故だろうか。公武関係が「相互依存」から「相互不干渉・自立」に変化したという佐藤進一（『日本の中世国家』）の指摘を踏まえるならば、公武にまたがる九条家の勢力が放逐され、北条氏（得宗）が後嵯峨院政と親王將軍を擁立し、公武関係が制度的に整序されたことが背景にある。そして、幕府との個人的な関係に依拠せず、西園寺家が関東申次を世襲し、朝廷から幕府への伝達は関東申次の施行状を介するという公武関係のルートが制度的に整備された。その結果、「將軍の書状」の機能する余地がなくなったのである。

興味深いのは、「將軍の書状」が消滅するとともに、「執権の書状」も伝来数が減少することである。はじめに指摘したように、時頼の書状

は一通、時宗の書状は七通である。その中には、評定結果の伝達など評定の主催者としての執権に関わる内容であったり、⁽¹⁵⁾ 関東御教書の副状など、「執権の書状」の機能を果たすものであるが、泰時期に比べて、期間の長さや伝来文書数自体は多いにもかかわらず、書状の伝来数は少ない。公武関係が関東申次を介して制度化する一方で、幕府内部においても建長元年（一二四九）の引付衆の設置などをはじめとして、⁽¹⁶⁾ 経時・時頼期には幕府運営の制度的な整備が進み、執権の個人的な指導力や調停能力が必要とされなくなったことが、その背景にあるのだろう。

小括

泰時の書状を六波羅時代と執権時代に分けて考察した。下文・下知状などの伝来数が多いのに比べて、書状は他に類例のない文書が多く、一点一点の史料批判が難しいが、⁽¹⁷⁾ 関連文書とあわせて検討することで、興味深い情報を引き出せるものが多い。六波羅時代の泰時は、六波羅の執権探題の時房に比べて、公武関係に関わる書状を作成はしていないが、承久の乱の戦後処理をめぐる書状が特徴である。また、新出の泰時書状を分析し、時房から泰時に上席の「執権探題」が交替した時期について、貞応二年七月から八月に絞り込むことができる可能性を示した（第一節）。

執権時代の泰時書状の特徴は、御家人の不満に細心の注意を払う様子がみられることにある。不安定な泰時の政治的な立場を反映するものであったと考えられる（第二節）。その一方で、御家人に対して気遣いを示す書状は、本来は將軍の役割であり、北条政子の書状にも同様の機能がみられることには注意が必要である。

また、泰時の書状には、通常の書状とは異なり、政治思想の表明のような内容のものがあり、書状の形式で作成された北条重時の家訓との共通性もある（第三節）。京都の公家政権・貴族社会からの評判を気にす

る様子がうかがえ、また、この頃の武家家訓の特徴は世間の評判を気にするところにある。このような点では、御家人に対して細心の気遣いをみせる泰時書状とは共通しており、泰時の「執権政治」の実像を解明する史料としての書状の有効性を示すものである。従来は「執権政治」（理想的な政治）として評価されてきたものについても、承久の乱後の混乱や幕府の制度的未整備などに起因するものとして再検討する必要があるだろう。

泰時の書状には、義時の書状と同じく、本所の要請に応じて発給されたものはあるものの、全体としてみれば朝廷・本所に対するものが少ない。その背景には、六波羅探題である弟重時が京都・西国御家人に対する調停・交渉を担っていたことに加えて、執権・連署が奉者となる公家宛での関東御教書が整備され、「將軍の書状」の機能を代替したことが挙げられる。すなわち、公家宛での「執権の書状」は必要性を低下させていた。

それだけではなく、將軍頼経の成人にもなつて「將軍の書状」が復活していたことにも注意したい。頼経の父九条道家が公武にまたがる権力者になつて幕府にも影響力を及ぼしたが、道家による後鳥羽院帰京要請を拒絶する際に「將軍の書状」ではなく「執権の書状」が用いられた事実には、両者が互換的・対立的な関係にあることを読みとることができよう。寛元・宝治・建長の政変を経て、九条道家が失脚し、撰家將軍から親王將軍に代わると、「將軍の書状」はみられなくなる。それと同時に、公武関係や幕府政治の制度化が進んだことを背景に、時頼・時宗期には「執権の書状」自体も少なくなっていくと見通すことができる（第四節）。

おわりに

以上、本稿では北条時政・義時・泰時の書状について網羅的な検討を

行った。はじめにでも述べたように、鎌倉末期（貞時・高時期）の「得宗の書状」と比較する意図から、北条氏の家督となった三人に焦点をあてたが、三人の書状の中から「執権の書状」の機能を論じる必要上、源頼家・源実朝・藤原頼経の「將軍の書状」にも論及した。

第三章を通じて得られた知見を中心にまとめることにしたい。「はじめに」でも述べたように、書状の研究が低調であった研究史上の理由の一つは、下文・下知状の様式分類を通じて將軍権力と執権権力の関係を論じることに先行研究が集中してきたことに加えて、「私文書」とみなされてきた書状からは政治権力の変遷が捉えにくいと思われるからではなからうか。しかしながら、本論文で論じたように、北条時政・義時・泰時の書状の分析からは、北条氏の立場や執権権力の政治史の変遷が鮮明に浮かび上がる。時政・義時・泰時の書状それぞれの特徴については、各章の小括にまとめたので、繰り返すことはしないが、政治史に関わって各章で強調したい点を列挙すると以下の通りとなる。

①時政が関東下知状・関東御教書を発給するのは源実朝が將軍となつた建仁三年九月以降であるが、頼家期の「將軍の書状」を代替するものとして「執権の書状」も発給するようになる（第一章第三節）。また、同年七月に頼家が重病で倒れた直後から時政は、書状を発給して本所領の御家人所職を含めて様々な口入を開始していた（第二節）。幕府は自らの支配外の問題に口入することに自己抑制的であったが、幕府内において正統性の弱い政権担当者が、京都との関係を深めようとする傾向は、後の貞時期の平頼綱などにもみられる。こうした時政の動きは、「得宗の書状」の時代までを視野に入れて位置づける必要がある。

②実朝將軍期において、公家政権に対する幕府の文書には「將軍の書状」が用いられており、義時の「執権の書状」は実朝暗殺後に確認

されるようになる。実朝暗殺から承久の乱までの期間に義時が朝廷に対して（西園寺公経の家司を宛所として）書状を発給していたこと（実質的な鎌倉殿であった政子が朝廷から正式な鎌倉殿として認められていなかった可能性）は、承久の乱（後鳥羽の挙兵）をめぐる政治史理解のみならず、「執権政治」の成立過程、さらに嘉禄二年の頼経征夷大將軍宣下以前の文書様式を理解する勘所となるだろう（第二章第一節）。承久の乱後、義時は自らが奉者となる関東御教書を発給していたが、公家側からはこれらが「義時朝臣請文」として認識された。それとともに、義時は関東下知状・関東御教書の副状として書状も発給していた（第二節）。公武関係において幕府を代表する文書という機能に即していえば、源氏將軍時代の「將軍の書状」は、「執権の書状」（義時書状）を経て、執権（と連署）が奉者を独占する関東御教書に継承されていくと見通すことができ

る。

③泰時の書状からは六波羅時代の泰時の動向が判明するとともに（第三章第一節）、執権就任後の泰時の政治的立場を反映して、御家人に対する気遣いの様相が明らかになる。「御成敗式目」のイメージとは裏腹に、評定衆を務めるような有力御家人たちが御家人の訴訟に口添えを試みる様子も分かることから、泰時期の訴訟の実態などにも新たな材料を提供する（第二節）。泰時期の執権政治の立場を反映して、泰時や重時の側で一種の武家独自の政治思想が生まれるが、それを表明する媒体として書状が用いられることは、政治思想史・文化史上も重要である（第三節）。頼経による「將軍の書状」も再び確認されるようになり、頼経自身が京都に対する（あるいは京都からの）様々な口入の窓口になるとともに、泰時の「執権の書状」が京都の要請を拒否する際に用いられるなど、両者の緊張関係も浮かび上がる。頼経の失脚後、親王將軍の時代には「將軍の書状」

の伝来が確認されなくなることは、將軍権力の性格変化を示す。それとともに、時頼期以降「執権の書状」の発給数もまた減ること、幕府政治のあり方が十三世紀半ば以降制度的に整備されていくことを反映する（第四節）。

下文・下知状の研究が、地頭御家人に君臨する幕府権力を解明しようとする傾向をもつのに対して、書状からは御家人との関係のみならず、公家政権や本所との関係から幕府や北条氏を位置づけることができるのも、書状研究の大きなメリットである。書状研究が下文・下知状や関東御教書と無関係である訳ではない。嘉禄元年年末の將軍頼経の元服を経て、袖判下文と下知状の併用が始まるとともに、公家宛ての関東御教書の様式が成立すると、義時期にはみられた公家宛ての書状が泰時期には乏しくなっていく。さらに、熊谷隆之や佐藤秀成の研究成果を踏まえて、高橋一樹は將軍家（政所）下文・関東下知状・関東御教書についても、泰時没後の一二四〇年代に様式上の整備と再整備がなされたことを論じている。¹⁵⁸ ちょうど同じ時期に、第三章第四節で論じたように、摂家將軍から親王將軍に切り替わり、「將軍の書状」が消えていくとともに、「將軍の書状」を代替するものとして登場した「執権の書状」も伝来数が減少する。書状を含めて、異なる様式の文書同士の関係を総合的に把握し、幕府文書の展開を論じていくことが今後の課題となるだろう。

北条時政・義時・泰時の書状からは、十三世紀前半の幕府政治が政権担当者の個人的な能力やリーダーシップが重要で、執権自ら幕府運営の中心的役割を担って書状を出すとともに、そのあり方に流動性があった様子がみえる。「御成敗式目」の制定事情を伝える北条泰時書状や書状形式で書かれた北条重時家訓もまた、そうした状況下で生まれたものなのだろう。それに対して、十三世紀後半になると、「執権の書状」も減少していく時頼・時宗期には、公武関係や幕府運営がある程度制度化さ

れ（これを「官僚制化」と呼ぶかは一旦保留するが）、個人的な関係やリーダーシップがそれほど求められなくなっていく。すなわち、北条氏家督（のちの得宗）の書状の伝来数が泰時の代にピークを迎え、時頼・時宗では減少する背景には、幕府自体の性格が十三世紀半ばを画期にして変容していくことが背景にあるのではなからうか。

寛元・宝治・建長の政変を経て、公武関係が安定化するとしても、社会の側から幕府権力を求める動きは続いていく。北条時政・義時の書状には、本所領の御家人所職の保護のために本所に申し入れをして安堵を要請するものがみられる。¹⁵⁹ こうした機能は、いわゆる「天福・寛元の法」によって制度化され、幕府が関東御教書によって申し入れを行うようになるが、十三世紀半ば以降、幕府権力を呼び込もうとする動きが強まっていくと見通している。

一方、御家人ではない者も幕府権力による保護・口入を求めるようになるが、鎌倉幕府は自らの処分下にはない、本所の支配下のことに関与することに自己抑制的な態度をとっていた。そのため幕府ではなく得宗権力を呼び込もうとする動きが起こり、得宗権力の側もそれに応えていくことで、得宗貞時・高時期にはいわゆる「得宗の書状」が出されていく、というような見通しを抱いている。だが、特に時頼期以降は、得宗だけではなく、得宗を囲む安達氏や北条氏庶子、あるいは御内人や奉行人が独自のアクターとして動いていたと思われる。従って、得宗以外の幕府・北条氏関係者の書状全体を検討することが必要になるだろう。史料批判の難しい文書が多いことから課題に残していた源頼朝文書を含めて、論じ残したことは多い。本稿があくまでも序説に過ぎないことを詫びて、全て今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「中世日本における書状の広がり―古代から中世へ―」（小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較』勉誠出版、二〇二〇年）で見通しを示した。
- (2) 相田については、さしあたり拙稿「明治期の史料探訪と古文書学の成立」（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ―山川出版社、二〇一五年）。武家の書状の研究が進む史学史的な背景として、書状を含む鎌倉時代の武家文書の宝庫といえる金沢文庫古文書の整理・研究が一九三〇年の神奈川県立金沢文庫復興を機に進むこと、『大日本古文書 家わけ 島津家文書』の刊行が一九四二年から始まることなどが挙げられる。その両方に深く関わったのが東京帝国大学史料編纂所の相田二郎だった。
- (3) 『史学雑誌』五五編一号・三号、のち「相田二郎著作集第一巻 日本古文書学の諸問題」（名著出版、一九七六年）および瀬野精一郎・村井章介編『日本古文書学論集6 中世2 鎌倉時代の法制関係文書』（吉川弘文館、一九八七年）に再録。
- (4) 岩波書店、上巻・一九四九年、下巻・一九五四年。
- (5) 『神奈川県史』資料編刊行などもかわって、神奈川県立金沢文庫の管理する「金沢文庫文書」に含まれる書状研究が独自の発展を遂げた。本稿で取り組む幕府書状研究は、最終的には「金沢文庫文書」研究との接続を図らなければならぬが、今後の課題としたい。研究史を含めた詳細はさしあたり永井晋「金沢北条氏の研究」（八木書店、二〇〇六年）、永井晋・角田朋彦・野村朋弘編『金沢北条氏編年資料集』（八木書店、二〇一三年）など。
- (6) 法政大学出版局、一九七一年。
- (7) 佐藤進一「鎌倉幕府守護制度の研究」（要書房、一九四八年、増訂版は東京大学出版会、一九七一年）では諸国守護の沿革考証のために宛先となる人物が検討されるなど、関東御教書・六波羅御教書を史料として活用する試みはあったが、古文書学としての体系化は下文・下知状に比べて遅れていた。
- (8) 三段階論を明確化したのは佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九五五年）、権力の二元性論は佐藤進一「室町幕府論」（同書所収、初出一九六三年）、「中世史料論」も同書所収。
- (9) 杉橋隆夫「執権・連署制の起源―鎌倉執権政治の成立過程・統論―」（『日本古文書学論集 第五卷中世1』吉川弘文館、一九八六年、初出一九八〇年）、杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」（『日本古文書学論集 第五卷中世1』所収、初出一九八一年）、近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回―下文の変質―」（『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、初出一九八一年）、青
- 山幹哉「御恩」授給文書様式にみる鎌倉幕府権力―下文と下知状―」（『古文書研究』二五号、一九八六年）、佐藤秀成「將軍家下文に関する一考察」（『鎌倉幕府文書行政論』吉川弘文館、二〇一九年、初出一九九九年）など。
- (10) 佐藤秀成「鎌倉幕府文書行政論」（吉川弘文館、二〇一九年）。なお、同書への拙書評（『日本歴史』八六一号、二〇二〇年）も参照。
- (11) 菊池紳一「北条時政発給文書について―その立場と権限―」（『学習院史学』一九九号、一九八二年）、湯山賢一「北条時政執権時代の幕府文書―関東下知状成立小考―」（小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館所収、一九九一年）、湯山賢一「北条義時執権時代の下知状と御教書」（『日本古文書学会編『日本古文書学論集5 中世1 鎌倉時代の政治関係文書』吉川弘文館、一九八六年、初出一九七九年）、下山忍「北条義時発給文書について」（安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下巻、吉川弘文館、一九八九年）、川島孝一「北条時頼文書概論（北条氏研究会編『北条時宗の時代』八木書店、二〇〇八年）、川添昭二「北条時宗文書の考察」（『鎌倉遺文研究』二二号、一九九八年）など。
- (12) 石母田正「解説」（『日本思想大系 中世政治社会思想』上巻、岩波書店、一九七二年）五七八・五七九頁。権限委譲論と、権限委譲に関わる朝廷と幕府の交渉過程の研究のピークは、ほかならぬ石母田正によって始まった所謂「国地頭」論争だったが、六〇・七〇年代に盛んになったものの、七〇年代以降の幕府研究のもとで、八〇年代には下火になり、川合康による荘郷地頭論の徹底的な再検討に至る（川合康「鎌倉幕府成立史の研究」校倉書房、二〇〇四年）。
- (13) 前掲註(12) 川合著、入間田宣夫「守護・地頭と領主制」（講座 日本歴史3 中世1）東京大学出版会、一九八四年）一三二頁。近藤成一「川合康氏の鎌倉幕府成立史論について」（『日本史研究』五三二号、二〇〇六年）も参照。
- (14) 研究史については高橋典幸「地頭制・御家人制研究の新段階をさぐる」（『歴史評論』七一四号、二〇〇九年）。
- (15) 九〇年代・〇〇年代の荘園制や御家人制をめぐる幕府研究は、こうした動向を受けたもので、権門体制論と東国国家論という対立的な図式では捉えられない。高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」（塙書房、二〇〇四年）、清水亮「鎌倉幕府御家人制の政治史的研究」（校倉書房、二〇〇七年）、高橋典幸「鎌倉幕府軍制と御家人制」（吉川弘文館、二〇〇八年）など。
- (16) 折田悦郎「鎌倉幕府前期將軍制についての一考察（下）―実朝將軍期を中心として―」（『九州史学』七七号、一九八三年）。
- (17) 実朝の將軍親裁については、一九七九年に発表された五味文彦「源実朝―將軍親裁の崩壊―」（増補 吾妻鏡の方法）吉川弘文館、二〇〇〇年）が政所下文の別当署判に注目し、前掲註(9) 杉橋隆夫「執権・連署制の起源」が政所を掌握していたのは執権であるという立場から五味説を批判しているが、いずれに

せよ下文・下知状系列の文書が議論の焦点になっていた。

(18) その一方で、森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』（思文閣出版、一九九二年）のような堅実な実証研究は蓄積されていた。

(19) 高橋一樹「関東御教書の様式にみる公武関係」（前掲註(15) 高橋一樹著所収、初出二〇〇一年）。

(20) 熊谷隆之「御教書・奉書・書下―鎌倉幕府における様式と呼称―」（上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年）。

(21) 渡邊正男「関東御教書と得宗書状」（稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法蔵館、二〇一七年）。

(22) 『日本史研究』六六七号。

(23) 木下竜馬「武家への奉書、武家の奉書―鎌倉幕府と裁判における口入的要素―」（『史学雑誌』一二八編一号、二〇一九年）、田辺旬「北条政子発給文書に関する一考察―「和字御文」をめぐって―」（『ヒストリア』二七三号、二〇一九年）、高橋典幸「文書にみる実朝」（渡部泰明編『源実朝』勉誠出版、二〇一九年）。

(24) 北条氏の奉書は、得宗領への下達文書として利用されており、書状とは用途が異なるために、別途検討することにした。得宗家の家政機関の文書については、さしあたり小泉聖恵「得宗家の支配構造」（『お茶の水史学』四〇号、一九九六年）参照。

(25) 「前稿」では二二通集めていたが、「前稿」発表後、福島金治「延慶改元・改暦への鎌倉幕府の関与について―『大唐陰陽書』付載文書の検討をてがかりにして―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二二二集、二〇一八年）において島津家本『大唐陰陽書』所載の延慶元年（二二〇八）の十二月二十八日付崇演（北条貞時）書状が紹介された。「従来は幕府が関与をばかっていた暦の作成・変更にかかわる宿曜師の仕事への恩賞を通知する文書として使用され」といたと指摘されている（四三頁）。この指摘によって、「前稿」の議論は補強された。

(26) 北条時頼・時宗の発給文書については、さしあたり前掲註(11) 川島論文・川添論文、後述する北条氏研究会編『北条氏発給文書の研究』（勉誠出版、二〇一九年）。

(27) 但し、最初の「將軍の書状」である源頼朝文書については、現存数が膨大な上、一点一点の史料批判が課題となるので、頼家以降の「將軍の書状」とは別に検討することが必要である。今後の課題としたい。

(28) 以下「北条氏」と略す。個々の論点に関しては註などで言及するが、全体的にみて、「北条氏」は発給者別、様式別の文書の整理にとどまり、時期的な変遷や異なる様式の文書同士の関係、全体像がみえにくいという点が課題として残されているように思われる。

議論の前提となる点だけ述べれば、京都の諸権門に充てられた「関東御教書」

について、「形式を踏まえた上で用途を分析するという基本的な考え方から「書状」として分類した」（北条氏「七一頁」）ことには同意できない。これらは「恐々謹言」などの書正文言をもつことから、御家人などを宛先として「執達如件」の書正文言をもつ関東御教書との区別を明確にしたいという意図は理解できる。だが、古文書学的に考えたとき、鎌倉殿の意思を奉じる奉書文言をもって執権の連署した文書は、直状の「書状」と区別するのが妥当であろう（前掲註(19) 高橋論文、前掲註(21) 渡邊論文）。書正文言については発給者と受給者の関係に応じてバリエーションがあるが、文書の性格を考える際には、奉書か直状かという差異のほうがより重要である。

また、「発給文書目録」の文書名に方針の揺れがある。一例をあげると、一三六頁以下の「北条泰時発給文書目録」No.10の承久三年八月十三日付の文書は『鎌』二七九七号にしたがって「六波羅御教書案」とするが、他の同類型の文書は久保田和彦「六波羅探題発給文書の研究―北条泰時・時房探題期について―」（『日本史研究』四〇一号、一九九六年）に従って「六波羅書下」と文書名を付されている。一方、「六波羅施行状」とされている（この修正には同意見である）。一例としてNo.41は「六波羅施行状」とされるが（前掲久保田論文では「六波羅御教書」とされるが修正されており、この修正には賛成である。久保田和彦「六波羅探題北条長時発給文書の研究」（『日本史攷究』二六号、二〇〇一年、一〇頁）、同じ様式のNo.40は「六波羅書下」とされている。便利であるものの利用に際して注意を要する。本稿では直状であっても便宜上「六波羅御教書」の文書名を採用する（前掲註(20) 熊谷論文参照）。

(29) これ以外に、「鎌」が「北条時政（？）書状案」という文書名をつける正治元年（一一九九）の付年号をもつ十一月二日付遠江守某書状がある（肥前伊万里文書、『鎌』一〇八四号）。時政の遠江守補任は正治二年（一二〇〇）四月である。付年号が誤りである可能性はあるが、同文書の「肥前国松浦党（清・披・困・知・重・平）」を安堵するという表現、宛所となる「大蔵次郎殿」（大宰府の府官の「大監大蔵朝臣」の関係者か）の表記など、検討の余地も多いことから、本稿では取り上げない。

(30) 例外は、「吾妻鏡」（以下、新訂増補国史大系）に引用された元暦元（二二八四）年の十二月三日付書状であるが（時）No.1、「且又依御気色、所令申上候也」とあるように源頼朝の意向を受けた奉書的な文書である。なお、『吾妻鏡』元暦元年十二月三日条の地の文には、時政が延暦寺に帰依していたために「慇懃御書」を副えて在京の源義経に園城寺のことを頼んだとされる（十二月一日条の引用する源頼朝寄進状とあわせて、『吾妻鏡』編纂時に園城寺側が提供した文書が典拠になっていると思われる）。

(31) 前掲註(11) 湯山「北条時政執権時代の幕府文書」。

- (32) 特に時政書状を古文書として分析したものととして、大山喬平「文治の国地頭をめぐる源頼朝と北条時政の相剋」(『京都大学文学部研究紀要』二二一、一九八二年)、松島周一「七ヶ国地蔵職「辞止」をめぐる鎌倉幕府と後白河院—関連史料の吟味を中心として—」(『史料館研究紀要』三一、二〇〇〇年)など。
- (33) 前掲註(11) 菊地論文、一一頁。
- (34) 前掲註(32) 松島論文。
- (35) この解決は文治二年五月日付高野山住僧等解(『高野山文書宝簡集』二十七、『鎌倉遺文』(以下「鎌」)一〇八号)に対応する。なお、この北条時政書状は「北条家御返事」と押紙があり、荒川荘に関する内容であることから、寛元四年五月日付金剛峯寺調度文書目録(『高野山文書続宝簡集』十五、『鎌』六七〇六号)にみえる「北条殿御返事一通」に該当すると考えられる。
- (36) この時期には頼朝側近の書状が「高野山文書」に複数みえる。(文治二年)二月二十四日付大江広元消息案(『高野山文書又続宝簡集』七十八、『鎌』五四号)、(文治二年)五月十日付中原親能書状(『高野山文書宝簡集』二十五、『鎌』一〇四号)など。
- (37) 前掲註(11) 菊地論文、九頁。
- (38) 【時】No.8と【時】No.10はともに「香宗我部伝家証文」の文書であるが、「同時に作成された写文書であり、かつ正文にみせかけるような作為が加えられている」だけではなく、『吾妻鏡』の土佐国守護職補任の記事に書けた日付となっている(池田寿「文化財調査における筆跡」湯山賢一編『文化財と古文書学』筆跡論—勉強出版、二〇〇九年、八五頁)。但し、荒唐無稽な偽文書と考えるには「在庁勘状」などの文言が具体的にあり、同時期の実際の文書を元としている可能性はある。本稿で後述するように建仁三年七月二十日以降、御家人の便宜を図って守護に口入する内容の文書が出されていた蓋然性はあるが、現時点ではこれらの文書を用いて時政の口入について論じることは慎重になる必要がある。
- (39) 「鎌」一三六七号。「鎌」の文書名は「関東下文案」。但し、後欠と考えられる。
- (40) 日隈正守「平安後期から鎌倉期における大隅国正八幡宮の禰寝院支配」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』六一号、二〇一〇年)一〇頁。
- (41) 建永二年(一一〇七)三月三十日付石清水八幡宮寺公文所下文(『禰寝文書』、『鎌』一六七六号)。同文書で引用される「奉書」は、石清水八幡宮宛の書札礼をとった(元久三年)二月二十九日付源実朝御教書である(『禰寝文書』、『鎌』一六〇四号。「鎌」は文書名を「北条義時書下」とするが、「之由所」候也、仍執啓如「件」という奉書文言がある)。なお、「禰寝文書」については、『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺家わけ』、近藤成一「禰寝文書の伝来について」(前掲註(9))近藤著所収、初出一九八五年)も参照。
- (42) 近年の研究として前田徹「播磨国赤穂郡久富保の基本史料について」(『待兼山論叢 史学篇』三十巻、一九九六年)、小川弘和「鎌倉期矢野荘公文職考—権利の文書化という視点から—」(『ヒストリア』二二〇号、二〇〇八年)。「時」No.11は「開発相承文書等案」に承元四年の北条義時書状(No.3)とともに掲載された文書であり、ともに「左京権大夫」を宛所とする。前掲小川論文、一九頁や「北条氏」一八頁ではこれらを領家藤原隆信に比定する。「右京権大夫藤原朝臣隆信」を矢野例名の預所に補任する建久十年三月二十日付八条院庁下文(『東寺百合文書』い函/2、「鎌」一〇四二号)や建仁三年時点での領家を「前右京権大夫」とする播磨矢野荘文書目録(『東寺文書百合外』、『鎌』二三七五三三三)などが根拠になると思われる。だが、隆信は法然に帰依して建仁元年(一一〇一)に出家し、元久二年(一一〇五)に死去している(『大日本史料』元久二年二月二十七日の卒伝)。建仁三年の本文書はともかく、承元四年(一一一〇)の付年号をもつ【義】No.3の宛所「左京権大夫」を隆信と考えることは難しい。少なくとも承元四年の【義】No.3は、「左京大夫」(『尊卑分脈』)となっていた隆範(隆信の子)に比定するべきではなからうか。前述のように八条院院庁下文によって領家に補任された直後、隆信は建久十年三月二十二日付藤原隆信讓状(『播磨松雲寺文書』、『鎌』一〇四三三三)を作成し、「民部少輔殿」(隆範)に譲与し、隆信の死の直後、元久二年(一一〇五)二月二十六日付で「民部少輔」隆範は八条院院庁下文によって安堵を受けている(八条院院庁下文、「東寺百合文書」い函/3、「鎌」一五二二二二号)。但し、建仁三年の本文書の時点では、隆信が領家であり、「右京」を「左京」と誤って書いてしまったのだろう。
- (43) 前掲註(42) 小川論文、七頁。
- (44) 「見聞筆記」拾三、「鎌」二七〇八九号。
- (45) 高橋典幸「御家人制の周縁」(前掲註(15) 高橋典幸著所収、初出一九九九年)七一頁。
- (46) 宛所の「江大夫判官入道」に該当する人物(大江姓で、大夫尉経験者で入道)は大江公朝だが(『檢非違使補任』、『明月記』正治元年(一一九九)五月四日条によると、源頼朝と関係の深かった「公朝入道」・公澄父子は、頼朝の没後、後鳥羽院の勘当を被り、所領も没収されている。だが、大江公澄については承久三年には大夫尉として活動しており(『洞院家記』、『大日本史料』第五編一冊三九四頁)、その父公朝についても何らかの復帰を果たしていた可能性はあると考えられるが、なお検討を要する。
- (47) 類例を探ると、「早企」=「帰住」可「仰」=「聖断」之由、被「仰下」者、可「宜候」歟(『嘉禄二年』九月十二日付関東御教書、「高野山文書宝簡集」五十一、「鎌」三五二〇号)など、武家の挙状では「任」=「道理」令「計成敗」給者、可「宜候」(三月二十六日付北条時房書状「菊大路家文書」、『鎌』五三三〇号、なお後掲註(131)も参照)などが挙げられる。

- (48) 『吾妻鏡』建久二年八月七日条、拙稿「院政期の挙状と権門裁判」(『日本中世初期の文書と訴訟』山川出版社、二〇一二年、初出二〇〇八年) 一五一頁。
- (49) 折田悦郎「鎌倉幕府前期將軍制についての一考察(上)―実朝將軍期を中心として―」(『九州史学』七六号、一九八三年) 四一七頁も参照。この点からも【時】No.8は要検討文書と考えざるを得ない。
- (50) なお、このときの「遠州御書」は、「下」字を用いないタイプの下知状である。と湯山は指摘する(湯山のいう「口式」)。前掲註(11)湯山賢一「北条時政執権時代の幕府文書」一七一頁。
- (51) 前掲註(9)杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」一〇三・一〇七頁は実朝擁立後の時政が御家人の利益誘導の政治をおこなったことを指摘する。
- (52) 前掲註(9)杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」一〇六頁。当初「下」字のない下知状を用いていたという湯山の指摘(前掲註(11)「北条時政執権時代の幕府文書」)も、時政の身分的立場にひきつけて理解する必要がある。
- (53) 渡邊正男「洞院家甘巻部類」原写本紙背文書について(『古文書研究』八一号、二〇一六年) 一号文書。
- (54) 「慇懃の契約」の成立時期は未詳であるが、定房が文治四年(一一八八)に没していることから、文治元年・二年の在京中か。時政の「京武者」的性格について近年、野口実が新たな問題提起を行っている。野口実「京武者」の東国進出とその本拠地について―大井・品川氏と北条氏を中心に―(『東国武士と京都』同成社、二〇一五年、初出二〇〇六年) など参照。野口説に従えば、京都への口入は早くから行っていた可能性もあるが、『吾妻鏡』にみえる京都からの訴訟の取次をみても時政の姿は確認されないことから(前掲註(49)参照)、本稿では建永三年に頼家が倒れて以降の動きとみる。
- (55) 高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開」(前掲註(15)高橋典幸著所収、初出一九九六年) 二二〇頁。
- (56) 前掲註(9)近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」。
- (57) 森幸夫「源頼家発給文書の考察」(『北条氏』四二〇・四二二頁の発給文書一覽参照)。
- (58) 科学研究費助成事業基盤研究(C) 成果報告書『皇学館大学所蔵の中世文書』(研究代表者岡野友彦(二〇一七年) 二号文書(写真版も掲載されている))。『鎌』補四五〇号は「建仁二年カ」とし、「年号推定は、恵良宏氏「初期鎌倉幕府と宇佐八幡宮」(皇学館史学第三号)による」と記すが、恵良論文(『皇学館史学』三三号、一九八九年)は建仁三年の可能性が高いとしながら、建仁二年か同三年の何れかとして、慎重に断定を避けている。『鎌』の編集方針もあろうが、補四五〇号の注記は誤解を招きかねない点、注意が必要である。森幸夫「源頼家発給文書の考察」(『北条氏』)は、建仁三年八月六日付の宇佐公方解状(『鎌』一三七四号)の存在から建仁三年に比定するが(四三一頁)、同文書は恵良論文も挙げており、蓋然性の高さにとどまる。従って、時政による幕府文書発給が頼家親裁期にあり得たかという観点からも検討される必要があるが、結論からいえば本稿でも建仁三年に比定する。
- (59) 上位者の発言(「仰」)を文中で引用した書状の場合、奉書か直状かの判断に迷うものも存在するが、こうした事例は奉書とは何か(奉書はただの形式的な発給者なのか)という根本問題に関わる。
- (60) 六月二十七日付北条時政書状(早稲田大学所蔵文書、『鎌』補四六三三三三)。早稲田大学図書館の古典籍総合データベースで画像が公開されている(<https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/index.html>)。「元久元」の付年号をもつ。下文自体は伝来していない。家兼は北野社の推挙によって地頭職に補任されていたが、正治二年に改易されていた(正治二年六月十四日付將軍家下文案、「北野神社文書」、『鎌』補三六三三三三)。その後、家兼は建仁の頃に再び地頭に補任されたものの、嘉祿三年(一二二七)以前に「罪科」によって地頭職は没収され、名越朝時に宛がわれたらしい(弘安三年(一二八〇)四月七日付六波羅下知状、「北野神社文書」、『鎌』一三九一一号)、なお朝時の元服は建永元年(一一二〇六)であるので、元久元年当時のことではなからう。元久元年当時は家兼が地頭に復帰していた。祖父時政の名越邸を継承した朝時に宛行われている点から、時政との関係によって家兼は地頭職に復帰している可能性もあるか。【時】No.12は非法の停止命令にとどまったため、正治元年の下文のように後代社家の証文として積極的に活用された形跡がない。
- (61) 元久二年五月十九日付関東御教書案(『大和東家文書』、『鎌』一五四二二二)。
なお、端裏書には「故右大將家」すなわち源頼朝下文とあるが、これは誤りである。承久四年(一二二二)三月日付大江泰兼愁状(『大東家旧蔵文書』、『鎌』二九三七七号)においても「鎌倉故右大將家下文案一通(□久□一五十九日前遠江□□□在判)」として誤って引用されている(『鎌』は欠字部分を「建久」に当てて、正しくは「元久」であらう)。
- (62) 五月十九日付公舜書状(『大和東家文書』、『鎌』一五四四四号)。
- (63) (正治元年)五月十九日付源頼朝書状写(『湖山集』、『鎌』補三三二二二)。なお、黒川高明編『源頼朝文書の研究 史料編』(吉川弘文館、一九八八年) 図版九九(『保阪潤治氏旧蔵文書』) 一二四頁。
- (64) 但し、残された事例では二通とも、春日社と北野社の社家が宛所となっている。院・摂関家のような上級の権門の場合、どのような書札礼をとったのかは定かではない。
- (65) 前掲註(9)杉橋「執権・連署制の起源」一三三頁以下。
- (66) 坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高雄山神護寺文書集成』(思文閣出版、

- (70) 前掲註(23) 高橋論文。十二月二十八日付源実朝書状(「高野山文書宝簡集」九、「鎌」二四一五号)、前掲註(63)『源頼朝文書の研究 史料編』図版一一五、一四四頁。
- (71) 「高野山文書宝簡集」九、「鎌」二四一六号。
- (72) なお、(建保六年)七月二十一日付二階堂行光奉書(「東南院文書」,「鎌」二三八六号)は、関東御教書などの副状であり、文面には奉書文言は存在しないが、「奉」という下付が花押の下にあるので、奉書の一種である(「鎌」は「幕府政所執事奉書」という文書名を付ける)。
- (73) (建保四年(一二二六)八月二十九日付大江広元書状案(「壬生家文書」,「鎌」二二六三三号)。
- (74) 安貞二年(一二二八)五月十九日付関東下知状(「常陸鹿島大禰宜家文書」,「鎌」三七四五号)に「次前信濃守行光法師書状等、政俊雖備証文、如二彼状等一者、或申入子細一之由載レ之、或可返給一之旨有御気色一之由、雖載レ之、非二指奉書一併為私返事一之間、輒難備証文一歟」とある。建保五年(一二二七)に問注をしたと称したとあるので、その頃の書状かと思われる。
- (75) 「執事御方」である北条時政や北条義時の下知状に関して、「仰之詞」がないため「公方御下知」に准じることができないという「吉田家本追加」所収の傍例とも関連する(「中世法制史料集」第一巻、参考資料九九)。なお、この「追加」にいう「執事」は時政・義時段階の執権権力を問題にしており、鎌倉後期の得宗文書を論じるときに引き合いに出すのは適切ではない。したがって、「前掲」二九頁の「執事方御下知」つまり得宗の文書」という記述は不正確であり、修正を要する。「執事」に関しては、前掲註(68) 五味論文。
- (76) 前掲註(72)の二階堂行光奉書の場合、「東大寺訴訟八ヶ条内三ヶ条、地頭停廢事、五ヶ条御下知之御教書五通、御返事函一合」の副状であるが、「御教書五通」は伝来していない。受給者側の文書利用・保管の事情によって、権利文書とは別に副状が保管され、結果的に副状のみ後世に伝来することがあったのだろうか。但し、「奉」の下付もなく、直状としか様式上判断できない場合でも、將軍家政所下文や関東御教書の副状となる書状は、將軍の「仰」を踏まえたものとして、奉書的な性格はあったのではないかと思われる。この点に関しては、拙稿「院序下文と国司序宣」(「日本中世初期の文書と訴訟」山川出版社、二〇一二年、初出二〇〇九年)一〇九頁註(五二)の指摘も参照。
- (77) 岡田清一「鎌倉政権下の両総」(「鎌倉幕府と東国」統群書類従完成会、二〇〇六年、初出一九七三・七五年)二四〇頁によれば、現在「上総橘木社文書」として伝わる【義】No3は、本来は【義】No2と同じく「醍醐寺文書」であったが、江戸期に寺外に流出し、大正年間に現在の橘樹神社が購入したという。
- (78) 「鎌」は義時の「相模守」という名乗りから元久二年から建保四年の間に比定しているが、関東の大早魁は『吾妻鏡』建保二年五月二十八日条以下の記述から建保二年(一二二四)の出来事と推定される。なお、承久二年頃に比定される上総国雑掌調成安申状(「民経記寛喜三年十月巻裏文書」,「鎌」二六三二号)および(貞応三年)四月二十二日付皇后宮(邦子内親王、なお「鎌」は藤原有子とするが誤り)令旨(「上総橘木社文書」,「鎌」三三二五号)から橘木荘は「関東」の請所であったことが分かる。橘木荘は当初上総広常の所領で、広常失脚後は和田義盛もしくは土屋義清の所領となっていたと推測されることから(野口実「上総千葉氏の盛衰」野口実編『千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年、初出一九八一年、九三・九四頁)、建保三年(一二二三)の和田合戦後、①幕府の請所となっていた(義時の立場は政所別当)、②義時の請所になっていた、という二通りの可能性が想定されるが、細々とした年貢収納をめぐる現地の「沙汰者」に指示する事務的な内容から、本稿では②と推定しておく。いずれにせよ、『吾妻鏡』建保二年六月十三日条にみる「関東諸御領」における「来秋」以降の年貢減免記事との関連が注意されるとともに、このときの義時書状が「執権の書状」と同一視はできないことを確認しておきたい。
- (79) 二〇一七年)六十八号文書。主税頭三善長衡は『吾妻鏡』承久三年五月十九日条。高橋修「信仰の中世武士団 湯浅一族と明恵」(清文堂、二〇一六年)、牡丹健一「保田宗光の流罪について」(「北条氏」所収。「仁和寺御日記記」(「統群書類従」第二十九輯下)承久元年八月十六日条に「十六日己卯。前左兵衛尉紀宗光配三流対馬島。依二熊野山訴一也。三山神輿参洛之由。飛脚参上之間。所レ被二急行一也。」とあることから、承久元年に比定できる。
- (67) 上横手雅敬「執権政治の確立」(「日本中世政治史研究」塙書房、一九七〇年)三九四頁。上横手は、政子が事実上の鎌倉殿になったものの、名目上は鎌倉殿が不在であるために、下知状の書止文言が「依レ仰下知如レ件」となったことを指摘している。
- (68) 五味文彦「執事・執権・得宗」(前掲註(17) 五味著所収、初出一九八八年)。二階階の奉書は院序などで用いられていたが、この時期の幕府が院序の文書様式を導入していたことは、北条政子の仮名書状が女院の令旨を模倣していたという前掲註(23) 田辺論文の指摘からも確認された。
- (69) 前掲註(19) 高橋論文、二九六頁の表参照。なお、同表には実朝暗殺直後の建保七年二月六日付で、「鶴岳八幡宮神主職」を安堵した関東御教書(二階堂行光・清原清定連署奉書)(「鶴岡八幡宮神主氏文書」,「鎌」二四三二一)も含めるべきと思われる。六条八幡宮に対する建保七年三月二十六日付関東御教書(山城醍醐寺文書)、「鎌」二四八二号とあわせて寺社宛ての関東御教書が出されていることに注意したい。

- 領家「嵯峨大臣」が内大臣を経て建長元年に出家して「嵯峨入道」と称し、文永八年に薨去した大炊御門家嗣に比定されるとすれば（新訂増補国史大系「公卿補任」、『尊卑分脈』第一篇二〇七頁）、その父で承久三年当時大納言であった大炊御門師経の訴えに応じて発給されたものである可能性が考えられる。但し、濫妨停止であれば六波羅下知状が発給されることが多く、なお検討を要する。
- (96) 岡野友彦 「池大納言家領の伝領と関東祇候の廷臣」（『中世久我家と久我家領荘園』統群書類従完成会、二〇〇二年）二一六―二一八頁。
- (97) 但し、同じく池大納言家領に関わるものでも「久我家文書」には公家宛の関東御教書が存在する（『鎌』二九九一―二九九二）。これらの貴族の家に伝来した文書の調査を進める必要があるが、今後の課題としたい。なお、「久我家文書」は國學院大學久我家文書編纂委員会編『久我家文書』第一卷（國學院大學、一九八二年）。
- (98) 従来、北条泰時書状と考えられてきた次の二点の文書は除外した。①十一月十三日付の文書（『島津家文書』、『鎌』三〇一六号）が北条政子假名奉書案であることは、山野龍太郎「島津家文書の北条政子書状案」（『北条氏』所収）参照。但し、山野氏は「書状」という文書名をつけるが、「おほせ事候」文言があることから奉書とするべきである。前掲註(23) 田辺論文、一七頁註(73) で指摘された假名奉書がこれに相当する。②仁治二年と考えられる十二月二十五日付文書（『鎌』五九七七号、「新編追加」）について、「遺文」は北条泰時書状という文書名をつけ、「北条氏」も書状として採用するが、原型をとどめないことから書状と断定できず、本稿では検討から外した。
- (99) 六波羅時代の泰時に関しては久保田和彦「六波羅探題発給文書の研究―北条泰時・時房探題期について―」（『日本史研究』四〇一―四〇二号、一九九六年）、執権就任後の泰時発給文書については、久保田和彦「北条泰時の発給文書」（前掲『北条氏』）がある。「北条泰時の発給文書」二二七―二三〇頁は北条泰時書状二三点を挙げるものの、將軍家の仰せを奉じた公家宛の関東御教書に關しても、「恐惶謹言」という書正文言を根拠にして「書状」に分類するなど、拙稿と見解を異にする。なお、山野龍太郎「畠山重忠の政治的遺産」（北条氏研究会編『武蔵武士の諸相』勉誠出版、二〇一七年）は【泰】No.22をはじめとする「島津家文書」にみえる北条泰時の内容を分析している。
- (100) 【泰】No.7は、『鎌』二九一―二九二号は承久三年カとする。文中に「召人西面衆」の薩摩国配流が言及されており、承久の乱後の西面の武士の配流に関わる可能性が高いが、宛所の「老岐前司」の人物比定や九月二十三日付北条時氏書状案（薩藩日記二国分寺文書）、『鎌』二九一〇号）との整合性に課題が残っているため、現時点では判断を保留しておきたい。
- (101) 【泰】No.2に登場する「三郎兵衛尉」については、さしあたり熊谷隆之「鎌倉期若狭国守護の再検討」（『日本史研究』五八六号、二〇一一年）による整理を参照。【泰】No.2の宛所となる「藤内左衛門尉」は未詳であるが、承久の乱の恩賞に関する報告で、「しるしふみ（注文）をあいく（相具）して令進候」とあるので、関東の関係者ではなからうか。「恐々謹言」という書正文言からみて北条義時の被官（御内人）ではない。藤原頼経に随行して関東に下向して將軍御所を奉行することになる藤原定員は、「吾妻鏡」、安貞元年（一二二七）三月二十七日条に「藤内左衛門尉定員」として登場するのが初見であるが、何らかの関係はあるかもしれない。今後の課題としたい。
- (102) 伊藤一美「東国における一武士団―北武蔵の安保氏について―」（『学習院史学』九号、一九七二年）二八頁。
- (103) 伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究 国別考証編』（岩田書院、二〇一〇年）三五〇頁。
- (104) 【泰】No.4で言及されている「鎌倉殿御下文」とは、前掲註(99) 久保田論文、四六頁註(8) が指摘するように、承久三年八月二十四日付関東下知状（『久我家文書』、『鎌倉遺文』二八〇九号）を指すとする見解もあるが、①関東下知状は守護使不入、この泰時書状は兵糧米徴収の後は守護所使は退出するようにと命じること、内容が若干食い違うこと、②北条義時が発給した関東下知状が幕府関係者によって「鎌倉殿御下文」と呼ばれることはないが（嘉禄元年十一月二十三日付の泰時・時房連署の関東下知状（『鎌』三四三二号）が、大宰府守護所で「鎌倉殿御下文」と呼ばれた例はある（『鎌』三四四四号））、③この関東下知状の施行状は、約二か月後の承久三年閏一〇月七日付北条泰時書下（【泰】No.5、『鎌』）は「六波羅施行状」と命名するが、泰時単独判であるため、守護から守護代への施行状と考える）である。これらの三点から、領家は鎌倉に交渉して関東下知状を獲得すると並行して、承久の乱以前の「鎌倉殿御下文」を根拠にして北条泰時と独自に交渉を進めており、その結果獲得されたのがこの泰時書状である可能性はなからうか（その場合、「鎌倉殿御下文」は現存していない。関東下知状の施行状のほうがより薄礼となり、【泰】No.5のように「状如件」という書正文言の書下になると考えている（なお【泰】No.5は他に類例がない。前掲註(99) 久保田論文、四四頁は「北条泰時御教書」とする）。但し、この泰時書状も、もう一方の関東下知状・泰時施行状も、「猶当守護所乱入すべき由結構すと云々」と翌年語られているように、現地で守護所使の狼藉停止には十分な効力を発揮せず、承久四年四月五日付で北条泰時・時房の連署する六波羅施行状が発給されている（『鎌』二九四二号）。
- なお、この時期の六波羅下知状は院宣をうけて武士狼藉を停止する事例が多い。関東からの命令に従って狼藉停止をする事例を探ると、祇園社領丹波国波々伯部保に対する雨戸三郎朝守の濫妨の停止を命じる承久三年閏十月十四日付関東御教書（『山城八坂神社文書』、『鎌』二八七五号）をうけて承久三年十二月

- 二十九日付六波羅下知状（『鎌』二九〇四号）が出されており、約二カ月かかっている。紀伊国諸莊の地頭職を湯浅宗光に安堵する承久三年閏十月十二日付関東下知状（高野山文書又続宝簡集、『鎌』二八七三三号）は、承久三年十一月六日付で六波羅施行状が発給されているが（『鎌』二八八四号）、一カ月弱で施行状が出されたのは武士狼藉停止ではなく、御家人の安堵事例だからであろう。
- (105) 前掲註(99)久保田論文、五〇頁。時房発給文書についても同論文参照。
- (106) 「北条氏」所収「北条泰時発給文書目録」No.361（一五三頁）に挙げられているが、具体的な分析はなされていない。「センチュリー文化財団 オンラインミュージアム」web上で画像が公開されている（<http://ctor.jp/02ex/index.htm>）。なお、二〇一九年九月四日に木下竜馬氏らとともに慶應義塾大学斯道文庫において原文書を見学する機会を得るとともに、木下氏に種々ご教示いただいた。斯道文庫の関係者及び木下氏に感謝申し上げる。
- (107) 「被返付」・「被申候」・「可令申沙汰給」は何れも書状の宛先である「左京権大夫」が主語となる。また、王家領の承久没収地については幕府より後高倉院に返付されている。
- (108) 死後、長嚴の怨霊が鎌倉で取沙汰されたことは、徳永誓子「刑部僧正長嚴の怨霊」（東アジア性異学会編『怪異学の技法』臨川書店、二〇〇三年）。
- (109) 「東寺百合文書」ヨ函／3、『鎌』三〇五〇号。
- (110) 「東寺百合文書」リ函／9、『鎌』四八七二号。
- (111) （嘉暦三年）十月二十日付関東請文（『東寺百合文書』せ函／武家御教書並達／10、『鎌』三〇四三三三号）。守時署判は裏花押で、端裏書に「関東御返事」とある。何故、直状であったのかは今後の課題としたい。
- (112) 花押は書かれていないが、日下の「泰時」の紙背に墨痕があり、判別はできないものの、裏花押の可能性はある。
- (113) 一二二〇・三〇年代の該当者は菅原淳高・藤原長倫・藤原光綱・菅原公良・藤原信実らであり、公武関係の窓口になるような人物ではないように思われる。
- (114) 『吾妻鏡』貞応三年九月五日条によれば、北条義時の呼び名は「常儀」では「前奥州」であるが、没後「右京権大夫」と号することが決定されている。
- (115) 「東寺百合文書」京函／10、『鎌』三二〇五号。
- (116) 「東京大学所蔵東寺文書、『鎌』三二二〇号。
- (117) なお、前掲註(99)久保田論文、五〇頁が、「執権探題」交替の根拠とする貞応二年十二月八日付関東御教書（高津家文書、『鎌』三一八七号）は、日下の義時は花押のみである。時房宛での関東御教書が「（前）陸奥守（花押）」とするのに対して、官位とは別に、実子に対する父の書札礼として、取えて花押のみという薄礼をとったのであろう。そう考えるならば、『泰』No.6が義時に對して厚礼をとることも理解できる（前述のように裏花押の可能性もある）。
- (118) そのように想定する場合、「前右京権大夫」と書くべきところ、「前」を落とし、「右」を「左」に書き間違えたというように二カ所の誤記を想定せざるを得なくなる。室町期の文書に關してであるが、右筆による大量発給ということもあり「当時の文書はろくに見直しもせずすぐに巻かれていた可能性が高い」とする山田邦明「署名を間違えた文書」（『日本歴史』一九九七年、一九九八年）一〇一頁の指摘もあるが、鎌倉幕府文書に關しては今後の研究に俟ちたい。
- (119) 新訂増補国史大系「尊卑分脈」第一篇二六〇頁。市川浩史「北条時頼の祈禱」（『吾妻鏡の思想史』吉川弘文館、二〇〇二年、初出二〇〇一年）八三・八四頁。
- (120) 新訂増補国史大系「尊卑分脈」第四篇、二二六頁。長嚴の所領群と最勝光院は伝領が分かれる。最勝光院は長能から房勇に譲られているが（『鎌』四八七二号）、先に返付されていた長嚴所領は道嚴の所領となり、長能ではなく門弟道朝に譲られている（宝治二年九月四日付法印道嚴讓狀案、「東寺百合文書」レ函／4、『鎌』六九九七号）。但し、長嚴房領が全て返付された訳ではない。その一部が鎌倉幕府より定家に与えられたことは、貞永元年六月八日付定豪家地相博券案（『東寺文書』ヒ函／64／3、の函／28／2、『鎌』四三三〇号）。また、撰津国仲莊について「関東免許」がなかったことは、正安四年十一月九日付後宇多上皇院宣案（『東寺百合文書』ほ函／27／3、『鎌』二二二七五号）。
- (121) 「鎌」一八〇四号は「大江広元書状」という文書名を付すが、内容および「前司殿」という朱筆から貞応三年の泰時書状と解釈した（『和歌山県史』史料編中世二、七五六頁）。
- (122) 前掲註(9)近藤論文、前掲註(19)高橋論文。この問題は本章第四節で後述。
- (123) 「鎌」三二六〇号、『鎌』補八三三三号は、『泰』No.15とほぼ同文で、撰津国多田院守護使不入について「御下知あるべく候」と「かものすけ」（掃部助）に指示する内容であるが、「しやうおう二」（貞応二年（一二三三））とある付年号には不審がある。掃部助が元仁元年（一二二四）に六波羅探題南方となる北条時盛（時房の子）を指すからである（『鎌倉年代記』）。入間田宣夫「北条氏と撰津国多田院・多田庄」（『日本歴史』三二五号、一九七五年）は「安貞二年九月十四日」に翻刻を修正し、『泰』No.15と同文書であるとする。
- (124) 相論の概要は建長六年（一二五四）五月八日付仁和寺宮法助法親王序下文案（河内金剛寺文書、『鎌』七七四三三三号）。なお、この泰時請文を金剛寺に送付する（寛喜元年）十二月二十三日付仁和寺御室御教書案（河内金剛寺文書、『鎌』三九一五号）に「武蔵守請文」とある。但し、御室御教書に對して泰時が披露文言を伴わずに請文を作成するとは考えにくく、直接御室御教書が送られた訳ではなからう。なお、仲国は後白河院近臣で、兄弟に源実朝に仕えた仲章・仲兼がいた（新訂増補国史大系「尊卑分脈」第三篇、三九八頁）。また、同時期の関連文書である寛喜元年十一月六日付仁和寺御室御教書案（河内金剛寺文書、『鎌』

三八八六号)、(寛喜元年)十一月七日付九条道家御教書案(「河内金剛寺文書」、『鎌』三八八九号)によると、「輔局」(「帥局」と同一人物か)は当初、九条家に訴えていたようである。こうした背景からも幕府の口入が警戒されたのであろう。

(125) 三月九日付法印某書状(「衿寝文書」、『鎌』三三五四号)。但し、『鎌』は「元仁二年か」とするが、宛所の「越後守」が守護名越朝時を指し、朝時の越後守補任が嘉禄元年九月十七日なので、元仁二年ではない。

(126) 『鎌』三六一二号は「関東御教書案」という文書名をつける。確かに「之由、被仰下候也」というように一見奉書文言のような文言があるが、全体をみると、①「此間何事候哉」という書き出しの挨拶から「被召候之間」まで、②「可被相博敷」という「駿河二郎」(三浦泰村)の発言、③「駿河二郎申候之間」の次の「牟留木」から「可有御計」までの「仰」の引用、④「可申驚候、於保徒加奈久不可思食候、穴賢々々」という文末の文章の四パーツから成る。①④は書状の宛所である大和入道(宇都宮信房)に対する泰時のメッセージである。信房への泰時書状の中に、②③が言及・引用されるという構造をもつ。上位者の「仰」を引用する書状と、「仰」を奉じて発給される奉書との区別に関しては曖昧な部分もあるが、この文書については③「仰」が①④に挟まれているという構造から、書状であると理解している。前掲註(58)の関東御教書も同様だが、上位者の発言を引用した書状について、奉書か直状か曖昧さが残ることを指摘しておきたい。

なお、文永十一年(一二七四)六月十八日付宗像長氏証文注進状(「筑前宗像神社文書」、『鎌』一一六七二号)では、この文書を二位家(北条政子)御教書と認識している(「嘉禄三年」という年記は付年号であるとしており、おそらくその認識は正しいが、北条政子は嘉禄三年時点で死去している)。「宗像社領牟留木・宮田・与里二郎丸名等、被_レ付_二社家_一畢、追可_レ給_二其替於大和入道_一由事」の部分が引用されているように、「仰」の部分が宗像長氏にとって重要であったため、後の訴訟では「御教書」として利用されたことを示すが、この文書目録を根拠にして文書名をつけることはできない。

この書状(案)には「正文者、大和太郎左衛門尉信定申請之由、裏書在_レ之」という注記がなされている。大和太郎左衛門尉信定が大和入道(宇都宮信房)に宛てられた北条泰時の書状を譲ってくれるよう望んだため、宗像社は信定に正文を渡し、「宗像神社文書」には案文が残ったという。(西郷)信定は建治三年(一二七七)の頃、豊前で活動の確認できる人物である(『豊津町史 上巻』一九九七年、五八三・五八四頁、第四編第二章第一節・二・(三)「宇都宮氏一族の進出」)。

(127) 以下、本稿で取り上げる尾塞関連史料は「大日本古文書 石清水文書之六(菊大路家文書及拾遺)四三九号「尾張国尾塞村重書案」に伝来する。尾塞氏の系

図については佐々木紀一「菊大路本『清和源氏系図』覚書」(「山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告」四七号、二〇二〇年)に言及があるが、「尾塞氏の相伝文書が何故、菊大路家に伝はるのか、石清水八幡、菊大路家の所領として確認出来ない為、目下、不明である」(三三頁)という。

(128) 泰時は嘉禄二年十二月十八日に左京権大夫に補任されると、幕府文書の署名は基本的に左京権大夫となる。嘉禄四年四月六日に武蔵守、十二月七日に左京権大夫を辞任すると、「前武蔵守」と名乗る。前掲註の「尾張国尾塞村重書案」の並びは、後述する北条時房書状の後におかれ、『鎌』五三四九号は「嘉禄四年カ」とするが、誤りであろう。

(129) 十二月九日付北条時房書状案(「菊大路家文書」、『鎌』五三四八号)。「鎌」は「暦仁元年カ」とするが、時房の「修理権大夫」の官途より嘉禄三年(一二三三)「延応元年(一二三九)にしばらく(時房は延応二年正月二十四日没)、泰時の「武蔵前司」の官途より暦仁元年(嘉禄四年)もしくは延応元年に比定することができる。おそらく嘉禄四年十月十三日付尾塞某置文(「菊大路家文書」、『鎌』五三三三号)とも関わる。

(130) 拙稿「鎌倉期の御家人と誓約に関する覚書―『吾妻鏡』の起請文記事を中心にして―」(『酒井紀美編「生活と文化の歴史学」6 契約・誓約・盟約』竹林舎、二〇一五年)一一九・一二〇頁。

(131) 三月二十六日付北条時房書状案(「菊大路家文書」、『鎌』五三五〇号)。なお、『鎌』はこの相模守某書状案を北条重時書状とする。だが、北条重時が「相模守」を名乗るのは、暦仁元年(一二三八)「建長元年(一二四九)である。一方、依頼相手である宛所の「出羽前司」は、尾張国守護である中条家長に比定するのが妥当であるが(『鎌』は中条頼平カとするが誤り)、家長は嘉禄二年八月に亡くなっている。従って、嘉禄二年以前に比定するべきである。そう考えるならば、差出の「相模守」は連署北条時房に比定するのが妥当である。尾張国守護については、前掲註(103)伊藤著、一五五・一五六頁。

(132) 文永九年正月二十三日付沙弥西願書状案(「菊大路家文書」、『鎌』一〇九五九号)。

(133) 『鎌』五三五一号は「某書状案」とするが、関連文書の内容との関連性から泰時書状に比定する。目下に花押のみという薄礼が【泰】No.25と異なるが、逆にいえば御家人に対してこうした薄礼の書状を発給できる点からも泰時書状の傍証となり得るだろう。

(134) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本「黄薇古簡集」(請求記号2071.753-9)九冊三頁。「黄薇古簡集」は寛政五年(一七九三)、岡山藩士斎藤一興が同藩域内の古文書を収集して編集した古文書集。「可仰付候也」という書止文言は類例がなく、正文とは考えにくい、内容自体に違和感はない。

- (135) 「武蔵守」という泰時の官途については前掲註(128)参照。『吾妻鏡』嘉禎三年四月二十二日条が「駿河二(次)郎」泰村の終見である。
- (136) 三浦泰村は御家人や京都関係者のために様々な口入を行っていたらしい。たとえば、興福寺子院の首恩寺領をめぐる訴訟に関して「駿河二郎重書状」がみえる(八月二日付大中臣時定書状、「春日神社文書」、『鎌』補九三三号)。当該期の三浦氏については、さしあたり野口実「執権体制下の三浦氏」(『三浦古文化』三四号、一九八二年)、高橋秀樹「三浦義村と中世国家」(『三浦一族の研究』吉川弘文館、二〇一六年)。
- (137) 前掲註(23) 田辺論文、一頁。
- (138) 日本思想大系『中世政治社会思想』上巻(岩波書店、一九七二年)に校訂テキストと注釈・解説が載る。現代語訳を含めて、さしあたり古澤直人「鎌倉幕府の法と権力」(笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』、吉川弘文館、一九九二年)。「洪柿」および泰時書状の史料批判を行い、「消息の内容としては格別怪しむべき処はない」とする後藤紀彦「詞不可疑」考(頼朝・泰時・文覚・明恵像の素材)、『年報中世史研究』四号、一九七九年)一二・一三頁参照。年代についても時氏が修理亮に任じられてから鎌倉へ下向するまでの間、すなわち安貞二年・寛喜元年・寛喜二年の間であるとするが、「御成敗式目」の制定に先立つ点でも重要になる。なお、この泰時書状について、友田吉之助「吾妻鏡原本の研究」(一)(二)(『史学研究』七四号・七五号、一九五九年・一九六〇年)のように「吾妻鏡」逸文の可能性を示唆する説もあるが、後藤は「吾妻鏡」とは別の源流によると論じている(後藤論文、一三頁)。
- (140) 前掲註(139) 後藤論文、二二頁。小川剛生は第三者に読まれることを想定した「艶書文学」として「消息詞」を捉え(小川剛生「二条良基研究」笠間書院、二〇〇五年、三六八頁)、新田一郎はこれを評して「書状が、差し出し手と受け取り手の間のプライベートな関係において作動するだけではなく、ある程度の広がりを持った「読者層」を想定して書かれた」とし、「現代人のそれと微妙に齟齬する中世人の書状観、書状が読まれ作動する場としての「交遊圏」が書状一般に認められるものかどうかに注意を促している(新田一郎「書評 小川剛生著『二条良基研究』」『国語と国文学』八四巻一号、二〇〇七年、七六頁。小川・新田らの議論は南北朝期の二条良基をめぐるものだが、そうした観点からも泰時書状は注目されよう。
- (141) 日本思想大系『中世政治社会思想』上巻(岩波書店、一九七二年)の解題「家訓・置文・一揆契状」(石井進執筆)五一九頁。
- (142) 同様のものとして「鎌」五九七七号
- (143) 保永貞則「鎌倉幕府の官僚制・合理化・効率化の必要と組織運営の変化」(『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年)。
- (144) 但し、伝来文書の傾向から論じた結論である。古記録をみると、たとえば「明月記」寛喜二年正月五日条によれば、北条泰時・時房が書状を進上して、阿野実直を九条道家に推挙している。古記録にみる書状・消息の分析は後日の課題としたい。
- (145) 公武関係における六波羅の位置は、前掲註(14) 森茂暁著、森幸夫「六波羅探題の研究」(続群書類完成会、二〇〇五年)など。
- (146) 森幸夫「北条重時」(吉川弘文館、二〇〇九年)、森幸夫「北条時村」(日本史料研究会監修・細川重男編『鎌倉将軍・執権・連署列伝』吉川弘文館、二〇一五年)一五〇頁。
- (147) たとえば、守護所使の乱入に対する金剛寺住僧の訴訟に応じて発給された嘉禄三年(一二二七)十一月六日付六波羅御教書案(河内金剛寺文書)、『鎌』三六八三号)は、十一月八日付北条時盛書状案(河内金剛寺文書)、『鎌』三六八五号)によって、「北院末寺」金剛寺の本所仁和寺御室に送られている。
- (148) 前掲註(19) 高橋論文。なお、この画期は、近藤成一が明らかにしたように、頼経元服とともに頼経の袖判下文が発給されるようになり、下文と下知状の併用が始まることも連動する(前掲註(9)「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」)
- (149) 国立歴史民俗博物館所蔵の「普成仏院(仏名院)文書」にある嘉禄二年(一二二六)に比定される四月三日付北条時房書状は、連署の時房が將軍頼経袖判下文の副状を単独で発給している事例である(国立歴史民俗博物館企画展示図録「中世の古文書」二〇一三年、六三三号文書)。問題となる普成仏院領撰津国野駁荘の地頭が、時房の長子で、六波羅探題南方の時盛であったことと関係すると想定されるが、詳細は今後の課題としたい。
- (150) 「明月記」嘉禎元年四月十四日条。父道家の要請を拒否するのに実子頼経の書状を用いることに抵抗があったと考えるべきか、要請の拒否という場合に幕府の実権をもつ泰時が前面に出ると考えるべきか、後考を俟ちたい。
- (151) さしあたり川島優美子「藤原頼経・頼嗣発給文書」(前掲「北条氏」)四六〇頁以下。三月二十三日付將軍頼経書状案(「東大寺文書」、『鎌』四六三五号)。
- (152) この年の五月、東大寺三論宗僧綱らは「去る仲呂の比、定親また関東に下向し、種々の計略を廻らす」(仲呂II四月の異称)と訴えている(天福二年五月二十八日付東大寺三論宗僧綱解案、「東大寺文書」、『鎌』四六六六号)。
- (153) 前掲註(48) 拙稿。
- (154) このような「將軍の書状」による口入を考える際、相馬和将「聖護院門跡所蔵四天王寺別当職文書集と中世前期の四天王寺別当」(『大阪の歴史』八九号、二〇〇二年)によって紹介された新出の頼経文書の存在が注目されるが、詳しくは別の機会に論じたい。
- (155) 六月十二日付北条時頼書状(関戸守彦氏所蔵文書)、『書苑』十卷二号)。

(156) 九月十七日付北条時頼書状（鎌）未収、東京大学史料編纂所架蔵写真帳「随心院文書」。また、無学祖元に充てた（弘安六年）七月十八日付北条時宗書状（「円覚寺文書」、『鎌』一四九一〇号）は円覚寺を將軍家祈禱所とする関東御教書の副状。

(157) 前掲註（143）保永論文の指摘とも関わろう。

(158) 高橋一樹「文書実践としての中世文書史」（前掲註（1））『古文書の様式と国際比較』所収）三八八頁。前掲註（10）佐藤秀成著一一四頁は、「仁治年間から宝治年間」に関東御教書の用途拡大を読みとり、熊谷隆之「鎌倉幕府の裁許状と安堵状」（『立命館文学』六二四号、二〇一二年）三八九頁は、経時執権期・時頼執権初期に、下知状の様式が整備されることを明らかにする。

(159) 鎌倉殿の「仰」を奉じた政所下文や関東下知状とは異なって「執権の書状」の場合は幕府法廷で採用されなかったものの、ある段階までは当事者から効力を期待されて保存されていた。鎌倉幕府滅亡とともに、文書の効力や権威は事実上消滅してしまうために後世に伝わらなかったが、実際に保存されていた数は現存するものよりもはるかに多かったのではなからうか。

（立教大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了）